和歌山市公報

令和７年（２０２５年）３月１８日
号外第５号

発　行　所　和歌山市役所
発　行　日　毎月　１日　１５日

目　次

【条　例】

番号			ページ
2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・	(総務課)	3
3	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・	(人事課)	6
4	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(人事課)	66
5	和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	(人事課)	67
6	和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・	(人事課)	68
7	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・	(人事課)	69
8	和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地域包括支援課)	70
9	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課)	71
10	和歌山市保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保育こども園課)	72
11	和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・	(保育こども園課)	73
12	和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・	(産業政策課)	74
13	和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・	(スポーツ振興課)	75
14	和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保健給食管理課)	76
15	和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路政策課)	77
16	和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・	(都市計画課)	86
17	和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	(公園緑地課)	87
18	和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(消防総務課)	89
19	和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(消防総務課)	90
20	和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(水道企画課)	91
21	和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・	(消防総務課)	93
22	和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・	(議会政策課)	94

【規　則】

7	和歌山市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・	(人事課)	95
8	和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・	(人事課)	181
9	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・	(人事課)	183
10	和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(人事課)	184
11	和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・	(生活保健課)	185
12	和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・	(生活保健課)	186

13　和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（こども家庭課）　187

【 告　示 】

81　令和７年度当初予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）　188
82　公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・・・（納税課）　189

【 市議会規則 】

1　和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・（議会政策課）　190
2　和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・（議会政策課）　191

【 議会告示 】

1　和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程・・（議会政策課）　192
2　和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・（議会政策課）　193

【 企業局規程 】

2　和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・（企業総務課）　194
3　和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　203
4　和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　204
5　和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　205

【 企業局告示 】

9　公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・・・・（企業総務課）　206

【 消防局訓令 】

3　和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・（消防総務課）　207

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山市職員恩給条例の一部改正）

第１条　和歌山市職員恩給条例（大正１３年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２号中「懲役若ハ禁コ」を「拘禁刑」に改める。

第１４条第２号中「禁コ」を「拘禁刑」に改める。

第２２条ノ２中「懲役又ハ禁コノ刑」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第２条　和歌山市職員給与条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２６条の２第３号及び第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第２６条の３第１項第１号及び第５項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第３条　和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和３７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第１号及び第５項第２号、第１８条の見出し及び同条第１項第１号、第１９条第１項第１号並びに第２１条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市消防団設置等に関する条例の一部改正）

第４条　和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和３９年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第５条　和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市中央卸売市場業務条例の一部改正）

第６条　和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和４９年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項第５号イ、第１３条第５項第２号、第１９条第４項第２号及び第３１条第２号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第７条　和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第８条　和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１２年条例第１２８号）の一部を次のよ

うに改正する。

第１５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第９条　和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１２年条例第１２９号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市長等の倫理に関する条例の一部改正）

第１０条　和歌山市長等の倫理に関する条例（平成１５年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第１１条　和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１６年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第３号及び第４号並びに第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市行政不服審査会条例の一部改正）

第１２条　和歌山市行政不服審査会条例（平成２８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第１３条　和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第６項から第８項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１４条　和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑の

うち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（和歌山市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

５　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号。以下「整理法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の和歌山市職員給与条例第２６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　刑法等一部改正法及び整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第１７条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

７　刑法等一部改正法及び整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１１条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第１４条第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第３号

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第１条　和歌山市職員給与条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第５項中「（管理又は監督の地位にある職員として規則で定める者にあつては、３号給）」を削り、同条第６項中「５５歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、５７歳）に達した日以後における最初の３月３１日を経過した」を「次の各号に掲げる」に改め、「勤務成績が」の次に「極めて良好又は」を加え、同項に次の各号を加える。

（１）５５歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、５７歳）に達した日以後における最初の３月３１日を経過した職員（次号に掲げる職員を除く。）

（２）行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その等級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第９条第１項中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に改め、「配偶者、」を削り、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円（職員に複数の扶養親族たる子がいる場合にあつては、最年長者である扶養親族たる子以外の扶養親族たる子については１３，５００円）、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政８級職員等」という。）」及び「、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円（職員に複数の扶養親族たる子がいる場合にあつては、最年長者である扶養親族たる子以外の扶養親族たる子については１０，５００円）」を削り、同条第４項中「（以下、「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第１０条及び第１１条を次のように改める。

第１０条及び第１１条　削除

第１１条の２第２項中「１００分の６」を「１００分の４」に改める。

第１１条の３第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第２１条の３第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはそ

の額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２６条の６中「から第１１条まで」を削る。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		

	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			

	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
定年	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
前再							
任用	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
短時	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
間勤	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
務職	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
員以							
外の	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
職員	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	

81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								

	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

教育職給料表（１）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300

	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	
	23	244,500	282,500	408,700	
	24	245,800	284,600	410,000	
	25	247,000	286,600	411,600	
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	

	35	259,000	304,600	426,000		
	36	260,300	306,200	427,500		
	37	261,700	307,800	429,200		
	38	263,100	309,500	430,700		
	39	264,400	311,300	432,300		
	40	265,700	313,000	433,900		
	41	267,000	314,300	435,400		
	42	268,000	316,200	436,900		
	43	269,000	318,000	438,100		
	44	269,900	319,700	439,300		
	45	270,600	321,400	440,500		
	46	271,400	323,300	441,800		
	47	272,200	325,000	443,000		
	48	273,000	326,700	444,200		
	49	273,800	328,400	445,300		
	50	274,600	330,200	446,500		
	51	275,300	332,000	447,700		
	52	276,100	333,700	448,900		
	53	276,900	335,400	450,100		
	54	277,700	336,700	451,300		
	55	278,500	338,000	452,500		
	56	279,300	339,300	453,700		
	57	280,000	340,800	454,800		
	58	280,600	342,400	455,400		
	59	281,400	343,900	455,900		
	60	282,300	345,500	456,400		
	61	283,100	347,000	456,900		
	62	283,700	348,600			
	63	284,500	350,200			
	64	285,200	351,700			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	65	286,200	353,200			
	66	287,000	354,800			
	67	287,800	356,400			
	68	288,500	357,900			
	69	289,200	359,400			
	70	290,000	361,000			
	71	290,800	362,600			
	72	291,500	364,100			
	73	292,200	365,600			
	74	292,900	367,200			
	75	293,600	368,800			
	76	294,200	370,300			
	77	294,800	371,800			
	78	295,500	373,200			
	79	296,200	374,600			
	80	296,800	375,900			
	81	297,400	377,200			
	82	298,100	378,600			
	83	298,800	380,000			
	84	299,500	381,300			
	85	300,200	382,400			
	86	301,000	383,800			
	87	301,700	385,100			
	88	302,400	386,400			
	89	303,100	387,600			
	90	304,000	388,900			
	91	304,800	390,000			
	92	305,600	391,200			
	93	306,100	392,400			

	94	306,900	393,500			
	95	307,700	394,700			
	96	308,500	395,900			
	97	309,200	397,300			
	98	310,000	398,300			
	99	310,800	399,300			
	100	311,500	400,300			
	101	312,300	401,200			
	102	313,200	402,200			
	103	314,100	403,300			
	104	314,900	404,400			
	105	315,500	405,100			
	106	316,300	406,000			
	107	317,100	406,900			
	108	317,900	407,800			
	109	318,600	408,600			
	110	319,000	409,400			
	111	319,400	410,200			
	112	319,900	411,000			
	113	320,400	411,600			
	114	320,800	412,300			
	115	321,300	413,000			
	116	321,700	413,700			
	117	322,200	414,300			
	118	322,700	414,800			
	119	323,100	415,200			
	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			

	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				

	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900

備考

１　この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（２）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級
		円	円	円
	1	199,900	220,700	348,700
	2	202,200	223,100	350,200
	3	204,500	225,500	351,700
	4	206,700	227,900	353,200
	5	208,900	230,300	354,600
	6	211,200	232,700	356,000
	7	213,400	235,100	357,400
	8	215,600	237,500	358,800
	9	217,800	239,900	360,200
	10	220,000	241,500	361,500
	11	222,200	243,100	362,800
	12	224,400	244,700	364,100
	13	226,600	246,300	365,300
	14	228,700	247,800	366,600
	15	230,800	249,200	367,800
	16	232,900	250,600	369,000
	17	235,000	252,000	370,200
	18	236,800	253,200	371,400

	19	238,500	254,400	372,600
	20	240,200	255,600	373,700
	21	241,900	257,000	374,800
	22	243,200	258,200	376,000
	23	244,500	259,500	377,200
	24	245,800	260,800	378,300
	25	247,000	262,100	379,400
	26	248,100	264,000	380,600
	27	249,200	265,800	381,800
	28	250,300	267,600	382,900
	29	251,500	269,300	384,000
	30	252,800	271,500	385,200
	31	254,000	273,700	386,400
	32	255,200	275,900	387,500
	33	256,300	278,100	388,600
	34	257,500	280,300	389,800
	35	258,700	282,500	391,000
	36	259,900	284,600	392,200
	37	261,100	286,600	393,400
	38	262,300	288,500	394,700
	39	263,500	290,400	395,900
	40	264,700	292,200	397,100
	41	265,900	294,000	398,300
	42	267,000	295,900	399,600
	43	268,100	297,700	400,600
	44	269,200	299,400	401,700
	45	270,200	301,100	402,900
	46	271,000	302,900	404,100
	47	271,800	304,600	405,300
	48	272,600	306,200	406,500

49	273,300	307,800	407,600
50	274,100	309,500	408,600
51	274,800	311,300	409,900
52	275,500	313,000	411,100
53	276,300	314,300	412,300
54	277,100	316,200	413,400
55	277,900	318,000	414,500
56	278,600	319,700	415,600
57	279,300	321,400	416,600
58	280,100	323,300	417,800
59	280,900	325,000	419,000
60	281,600	326,700	420,200
61	282,200	328,400	420,800
62	282,900	330,200	421,600
63	283,600	332,000	422,300
64	284,200	333,700	422,800
65	284,900	335,400	423,100
66	285,600	336,700	423,400
67	286,300	338,000	423,800
68	287,000	339,300	424,200
69	287,700	340,800	424,500
70	288,500	342,300	424,900
71	289,200	343,800	425,200
72	289,900	345,300	425,500
73	290,400	346,700	425,800
74	291,100	348,200	426,200
定年前再任用短時間勤 75	291,800	349,700	426,500
76	292,400	351,200	426,800
77	293,000	352,600	427,100

務職員以外の職員	78	293,700	354,100	427,400
	79	294,300	355,600	427,700
	80	294,900	357,100	427,900
	81	295,500	358,500	428,100
	82	296,100	359,800	
	83	296,700	361,100	
	84	297,300	362,300	
	85	297,800	363,500	
	86	298,300	364,700	
	87	298,800	365,900	
	88	299,300	367,000	
	89	299,700	368,100	
	90	300,300	369,200	
	91	300,800	370,300	
	92	301,300	371,400	
	93	301,600	372,500	
	94	302,100	373,700	
	95	302,600	374,800	
	96	303,000	375,900	
	97	303,400	376,900	
	98	303,900	377,900	
	99	304,400	378,800	
	100	304,800	379,700	
	101	305,200	380,500	
	102	305,600	381,500	
	103	306,000	382,400	
	104	306,300	383,300	
	105	306,500	384,100	
	106	306,800	385,000	
	107	307,100	385,900	

	108	307,300	386,800		
	109	307,500	387,600		
	110	307,700	388,600		
	111	308,000	389,500		
	112	308,300	390,400		
	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		

	137		405,500	
	138		405,800	
	139		406,100	
	140		406,400	
	141		406,700	
	142		407,000	
	143		407,300	
	144		407,600	
	145		407,800	
	146		408,100	
	147		408,400	
	148		408,600	
	149		408,800	
	150		409,100	
	151		409,400	
	152		409,600	
	153		409,800	
	154		410,100	
	155		410,400	
	156		410,600	
	157		410,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 229,700	円 276,000	円 330,000

備考　この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（３）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級
		円	円	円

	1	199,300	220,000	346,000
	2	201,600	222,400	347,600
	3	203,800	224,800	349,200
	4	206,000	227,100	350,600
	5	208,200	229,500	352,000
	6	210,400	231,900	353,400
	7	212,600	234,300	354,900
	8	214,800	236,700	356,400
	9	217,000	239,000	357,700
	10	219,100	240,600	359,000
	11	221,300	242,300	360,300
	12	223,600	244,000	361,500
	13	225,800	245,500	363,000
	14	227,900	246,800	364,400
	15	230,000	248,200	365,600
	16	232,100	249,600	366,800
	17	234,100	250,800	368,100
	18	235,900	252,100	369,300
	19	237,500	253,200	370,600
	20	239,300	254,500	371,700
	21	241,000	255,700	372,900
	22	242,200	256,800	374,200
	23	243,400	258,100	375,500
	24	244,600	259,400	376,700
	25	245,900	260,700	377,700
	26	247,200	262,500	378,900
	27	248,300	264,300	380,100
	28	249,500	266,100	381,200
	29	250,500	267,800	382,500
	30	251,700	270,000	383,800

31	252,900	272,200	385,000
32	253,900	274,400	386,200
33	255,200	276,500	387,300
34	256,400	278,600	388,500
35	257,600	280,800	389,700
36	258,800	283,000	390,900
37	260,300	284,900	392,200
38	261,600	286,700	393,500
39	263,000	288,600	394,700
40	264,200	290,500	395,900
41	265,500	292,200	397,200
42	266,700	293,900	398,400
43	267,700	295,700	399,700
44	268,500	297,400	401,000
45	269,500	299,200	402,000
46	270,000	300,800	403,300
47	270,700	302,600	404,600
48	271,300	304,300	405,800
49	271,700	305,700	406,900
50	272,400	307,200	408,200
51	273,100	308,900	409,400
52	273,800	310,500	410,500
53	274,600	311,900	411,700
54	275,300	313,700	412,900
55	276,000	315,400	414,000
56	276,800	317,100	415,100
57	277,500	318,800	416,200
58	278,300	320,700	417,300
59	279,100	322,500	418,400
60	279,800	324,000	419,500

	61	280,300	325,700	420,500
	62	281,000	327,300	421,100
	63	281,700	329,000	421,700
	64	282,400	330,700	422,300
	65	282,900	332,400	422,900
	66	283,600	333,800	423,200
	67	284,300	335,100	423,600
	68	285,100	336,400	424,000
	69	285,600	337,700	424,500
	70	286,200	339,200	424,900
	71	286,900	340,600	425,200
	72	287,600	342,100	425,500
	73	288,300	343,500	425,800
	74	288,900	344,900	426,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	75	289,500	346,400	426,500
	76	290,200	347,900	426,800
	77	290,700	349,300	427,100
	78	291,300	350,700	427,400
	79	291,900	352,200	427,700
	80	292,600	353,700	427,900
	81	293,100	355,100	428,100
	82	293,700	356,300	
	83	294,400	357,500	
	84	294,900	358,700	
	85	295,300	360,000	
	86	295,800	361,100	
	87	296,300	362,200	
	88	296,800	363,300	
	89	297,100	364,500	

	90	297,500	365,600	
	91	298,000	366,700	
	92	298,400	367,800	
	93	298,900	368,800	
	94	299,400	369,900	
	95	299,800	370,900	
	96	300,200	372,000	
	97	300,600	373,000	
	98	301,100	373,900	
	99	301,600	374,800	
	100	302,100	375,700	
	101	302,400	376,400	
	102	302,700	377,300	
	103	303,000	378,200	
	104	303,200	379,100	
	105	303,600	379,800	
	106	303,800	380,600	
	107	304,000	381,500	
	108	304,200	382,300	
	109	304,500	383,000	
	110	304,800	383,900	
	111	305,100	384,700	
	112	305,300	385,500	
	113	305,500	386,300	
	114	305,800	387,100	
	115	306,000	387,900	
	116	306,300	388,800	
	117	306,500	389,600	
	118	306,800	390,300	
	119	307,100	391,000	

	120	307,300	391,700		
	121	307,500	392,400		
	122	307,800	393,000		
	123	308,000	393,700		
	124	308,200	394,200		
	125	308,500	394,800		
	126		395,400		
	127		396,000		
	128		396,600		
	129		397,000		
	130		397,400		
	131		397,800		
	132		398,200		
	133		398,700		
	134		399,000		
	135		399,300		
	136		399,600		
	137		399,900		
	138		400,200		
	139		400,500		
	140		400,800		
	141		401,100		
	142		401,400		
	143		401,700		
	144		402,000		
	145		402,200		
	146		402,500		
	147		402,800		
	148		403,000		

	149		403,200	
	150		403,400	
	151		403,600	
	152		403,800	
	153		404,000	
	154		404,200	
	155		404,400	
	156		404,600	
	157		404,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 228,200	円 273,400	円 328,800

備考

１　この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第４条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	408,300	458,300	510,200
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	410,200	463,800	517,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	412,100	468,800	522,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	413,900	473,500	526,600
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	415,700	477,500	530,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	417,500	481,000	533,400
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	419,300	484,000	536,400
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	421,100	486,500	538,900

9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	422,700	488,500	540,900	
10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	424,200			
11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	425,700			
12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	427,200			
13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	428,700			
14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	430,000			
15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	431,300			
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	432,500			
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	433,700			
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	435,000			
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	436,300			
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	437,500			
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	438,700			
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	439,500			
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	440,300			
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	441,100			
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	441,700			
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	442,300			
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	442,900			
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	443,500			
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	444,200			
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	445,000			
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	445,400			
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	446,100			
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	446,600			
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	447,000			
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	447,400			
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	447,800			
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	448,200			
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	448,600			

39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	449,000
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	449,300
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	449,600
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	450,000
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	450,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	450,600
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	450,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500			
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800			
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100			
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400			
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600			
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100				
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400				
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600				
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800				
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100				
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400				
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600				
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800				
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100				
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400				
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600				
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
	86	302,500	321,000	345,500	387,800						
	87	303,200	322,000	347,000	388,400						
	88	303,900	323,000	348,400	389,000						
	89	304,600	324,000	349,700	389,300						
	90	305,400	325,300	350,900	389,800						
	91	306,200	326,500	352,100	390,300						
	92	306,900	327,700	353,400	390,800						
	93	307,400	328,900	354,700	391,200						
	94	308,300	330,200	356,200	391,600						
	95	309,200	331,400	357,700	392,100						
	96	310,000	332,600	359,100	392,600						
	97	310,800	333,800	360,400	393,000						

98	311,800	335,100	361,600	393,500
99	312,700	336,300	362,700	394,000
100	313,600	337,500	363,900	394,500
101	314,500	338,900	365,000	394,800
102	315,500	339,800	366,100	395,200
103	316,500	340,800	367,200	395,700
104	317,400	341,900	368,300	396,000
105	318,200	343,000	369,500	396,300
106	318,800	344,100	370,000	396,800
107	319,400	345,100	370,600	397,300
108	320,000	346,100	371,200	397,800
109	320,500	347,300	371,800	398,100
110	321,000	348,300	372,300	398,600
111	321,400	349,300	372,700	399,100
112	321,900	350,200	373,200	399,600
113	322,700	351,100	373,600	399,900
114	323,400	352,000	374,000	400,400
115	324,100	353,000	374,500	400,900
116	324,700	354,000	375,000	401,400
117	325,300	355,000	375,400	401,800
118	326,000	355,400	375,900	402,300
119	326,700	356,000	376,500	402,700
120	327,500	356,600	377,000	403,200
121	328,100	356,900	377,200	403,600
122	328,400	357,300	377,700	
123	328,900	357,700	378,200	
124	329,400	358,100	378,600	
125	329,700	358,500	379,100	
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	

	128		359,700	380,600							
	129		360,100	380,900							
	130		360,500	381,400							
	131		360,900	381,900							
	132		361,300	382,400							
	133		361,500	382,700							
	134		362,000	383,200							
	135		362,400	383,600							
	136		362,700	384,000							
	137		363,000	384,300							
	138		363,400	384,800							
	139		363,900	385,300							
	140		364,400	385,800							
	141		364,700	386,100							
	142		365,200								
	143		365,700								
	144		366,200								
	145		366,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	362,700	396,200	448,000

備考　この表は、消防官に適用する。

別表第４（第４条関係）

医療職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900

	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	

	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		

	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第５（第４条関係）

福祉保健職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級
		円	円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300

	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900
	41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300
	42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500
	43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800
	44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100
	45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400
	46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700
	47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000
	48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300
	49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500
	50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800
	51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100
	52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400
	53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
	54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
	55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
	56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500

	57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
	58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
	59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
	60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
	61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
	62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
	63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
	64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
	65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
	66	260,400	316,600	343,200	389,400	414,000
	67	260,800	317,400	343,600	390,000	414,300
	68	261,200	318,200	344,100	390,500	414,500
	69	261,600	319,000	344,300	390,900	414,700
	70	262,000	319,500	344,800	391,400	
	71	262,400	320,000	345,300	391,900	
	72	262,800	320,500	345,700	392,400	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	263,200	321,000	346,000	392,900	
	74	263,600	321,600	346,400	393,300	
	75	264,000	322,100	346,900	393,700	
	76	264,400	322,600	347,300	394,100	
	77	264,800	322,900	347,500	394,300	
	78	265,200	323,200	347,800	394,500	
	79	265,600	323,700	348,200	394,800	
	80	265,900	324,000	348,600	395,100	
	81	266,200	324,300	348,900	395,300	
	82	266,600	324,600	349,200	395,600	
	83	267,000	324,900	349,600	395,900	
	84	267,300	325,200	350,000	396,100	
	85	267,600	325,600	350,300	396,300	

	86	268,000	326,000	350,700	396,600	
	87	268,400	326,300	351,100	396,900	
	88	268,700	326,500	351,300	397,100	
	89	269,000	327,000	351,600	397,300	
	90	269,400	327,400			
	91	269,800	327,600			
	92	270,100	328,000			
	93	270,400	328,400			
	94	270,800	328,800			
	95	271,200	329,200			
	96	271,500	329,500			
	97	271,800	329,700			
	98	272,200	330,000			
	99	272,600	330,300			
	100	272,900	330,600			
	101	273,200	331,000			
	102	273,600	331,200			
	103	274,000	331,500			
	104	274,300	331,900			
	105	274,500	332,300			
	106	274,700	332,600			
	107	275,000	332,900			
	108	275,300	333,200			
	109	275,600	333,500			
	110	275,900	333,900			
	111	276,200	334,200			
	112	276,400	334,400			
	113	276,700	334,600			
	114	277,000	334,900			
	115	277,300	335,200			

	116	277,700	335,500			
	117	278,000	335,700			
	118	278,300				
	119	278,600				
	120	279,000				
	121	279,200				
	122	279,400				
	123	279,800				
	124	280,100				
	125	280,300				
	126	280,600				
	127	281,000				
	128	281,400				
	129	281,600				
	130	282,000				
	131	282,400				
	132	282,700				
	133	282,900				
	134	283,200				
	135	283,600				
	136	283,900				
	137	284,100				
	138	284,400				
	139	284,700				
	140	285,000				
	141	285,200				
	142	285,400				
	143	285,600				
	144	285,900				

	145	286,300				
	146	286,500				
	147	286,800				
	148	287,100				
	149	287,400				
	150	287,600				
	151	287,900				
	152	288,100				
	153	288,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600

備考　この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

（和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第４条第１項中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に改め、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第５条の２第１項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第９条の３第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１３条を次のように改める。

第１３条　削除

第１９条の６第１項中「、第９条及び第１１条の規定は、特定任期付職員」を「及び第９条の規定は、任期付採用法第７条第１項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」に改め、同条第３項中「午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第３条　和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「第２条の４」を「前条」に改める。

第１６条の表第８条第２項の項を次のように改める。

第８条第１項	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率

第２２条第１項中「には、次の給料表を適用する」を「の給料月額は、和歌山市職員給与条例の規定により決定された給料月額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項の表を削り、同条第２項を削り、第３項の表第２６条の５第２項の項を削り、同表第２６条の６の部第９条からの項中「第９条」を「第５条第２項から第９項まで、第９条」に、「第４条、第５条、第８条」を「第９条」に改め、同条中第３項を第２項とする。

第２３条を次のように改める。

第２３条　削除

第３０条中「、第２２条及び第２３条」を「及び第２２条」に改める。

（和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第４条　和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１６年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第６条第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）」を加える。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第５条　和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項を削り、同条第４項中「から第１１条まで」を「、第９条」に改め、「、第２６条の４」を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「及び第２６条第２項」を「、第２６条第２項及び第２６条の４第２項第１号」に、「「１００分の１７５」」を「「１００分の９５」と、給与条例第２６条の４第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」」に改め、同項を同条第４項とする。

第８条の見出し中「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第１項中「第３条及び」を削り、「任期付職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「には、次の給料表を適用する」を「の給料月額は、給与条例の規定により決定された給料月額に、和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務

時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改め、同項の表を削り、同条中第２項から第５項までを削り、同条第６項中「から第１１条まで」を削り、同項を同条第２項とし、同条第７項の表第１７条第４項の項を削り、同表第１７条第５項の項中「第８条第７項」を「第８条第３項」に改め、同表第２６条の５第２項の項を削り、同条中第７項を第３項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において和歌山市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第１から別表第５までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に等級を異にする異動をした職員及び市長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第９条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が８級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては」と、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは

「（５）重度心身障害者

（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「１３，５００円」とあるのは「１２，０００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

５　切替日から令和８年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条の規定及び第４条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条の規定は適用せず、改正前の和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条及び改正前の和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条の規定の適用については、なおその効力を有する。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

６　切替日から令和８年３月３１日までの間は、改正後の給与条例第１１条の２第２項の規定の適用については、同項中「１００分の４」とあるのは、「１００分の５」とする。

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に市長が定める。

８　学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和４６年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「若しくは」を「又は」に、「又は和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１７年条例第６号）第８条第１項の給料表（第３号において「任期付職員給料表」という。）」を削り、「次に掲げるもの」を「その属する等級が２級以下であるもの」に改め、同項各号を削る。

附則別表（附則第２項関係）

ア　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2

23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		

59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						

95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ　教育職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新号給	
	３級	４級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1

15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	

51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ウ　教育職給料表（２）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	３級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1

7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30

43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66

79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81

エ　教育職給料表（３）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	３級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6

19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42

55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78

91	79
92	80
93	81

オ　消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4

31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			

67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						

103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

カ　医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1

11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4

47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	

83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

キ　福祉保健職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6

19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42

55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	66
79	75	75	71	67
80	76	76	72	68
81	77	77	73	69
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	

91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90		86	
95	91		87	
96	92		88	
97	93		89	
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第４号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２３条中「１００分の６」を「１００分の４」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に相当する報酬に関する特例）

２　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、この条例による改正後の第２３条の規定の適用については、同条中「１００分の４」とあるのは、「１００分の５」とする。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第５号

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

和歌山市職員給与条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第６の２のアの表１級の項中「副主事又は副技師の職務」を削り、同表３級の項中「事務副主査又は技術副主査の職務」を削る。

別表第６の２のオの表４級の項中「消防副主査の職務」を削る。

別表第６の２のキの表１級の項中「副技師の職務」を削り、同表２級の項中「技術主任の職務」を削り、同表３級の項中「技術副主査」を「技術主任」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第６号

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和３７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第４項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第１条の２第１項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第１１項中「附則別表第１」を「附則別表」に改める。

附則第１２項中「第３５条」を「第３５条の２」に改める。

附則第１４項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

１　この条例は公布の日から施行する。ただし、第１３条第１１項第４号及び第１４項並びに附則第１４項の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例第１３条第１１項（第４号に係る改正規定に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の和歌山市職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、前項ただし書に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第７号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項及び第４項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第１５条第１項中「定める者」の次に「（第１７条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１７条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１７条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（２）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（３）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第８条の２第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第８号

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成２６年条例第８９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第１４０条の６６第１号イ」を「第１４０条の６６第１号イ及びロ」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第９号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和３４年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項を削り、同条第２項中「所得割額の算定額」を「基礎賦課額」に改め、同項を同条とする。

第１１条の６中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改める。

第１１条の６の４第２項中「前項の所得割額」を「前条の後期高齢者支援金等賦課額」に改める。

第１１条の６の１０中「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改める。

第１１条の９第１項中「第１１条の１０」を「次条」に改め、同条第２項中「前項の所得割額」を「前条の介護納付金賦課額」に改める。

第１５条第１項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同項第２号中「２９５，０００円」を「３０５，０００円」に改め、同項第３号中「５４５，０００円」を「５６０，０００円」に改め、同条第４項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２４０，０００円」を「２６０，０００円」に改め、同条第５項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改める。

第１５条の２の３第１項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同条第３項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２２０，０００円」を「２６０，０００円」に、「第２項」を「前項」に改め、同条第４項及び第５項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改め、同条第７項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に、「２２０，０００円」を「２６０，０００円」に、「第６項」を「前項」に改め、同条第８項中「６５０，０００円」を「６６０，０００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第１０条、第１１条の６の４第２項、第１１条の９第２項、第１１条の６、第１１条の６の１０、第１５条第１項、第４項及び第５項並びに第１５条の２の３第１項、第３項から第５項まで、第７項及び第８項の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１０号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和３２年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第２号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第３号中「含む。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施等）

第７条　市は、規則で定める保育所において、児童福祉法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業を行う。

２　乳児等通園支援事業に係る便宜（以下この項において単に「便宜」という。）を受けた乳児又は幼児の保護者は、当該乳児等通園支援の実施に要する費用として便宜を受けた日１時間につき次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

（１）次号から第５号までに掲げる者以外の者　３００円

（２）要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯に属する者のうち、その児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められるもの（次号から第５号までに該当する者を除く。）　１５０円

（３）その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が便宜を受けた月の属する年度（便宜を受けた月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割の額を合算した額が７７，１０１円未満である者（次号及び第５号に該当する者を除く。）　９０円

（４）その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が便宜を受けた月の属する年度（便宜を受けた月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（次号に該当する者を除く。）　６０円

（５）その属する世帯に属する者が生活保護法第６条第１項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項の支援給付を受ける者である世帯に属する者　０円

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１１号

和歌山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第２条　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第６条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「府令」という。）の規定（府令第１条第１項及び第３項を除く。）による基準をもって、その基準とする。

（人権擁護）

第３条　乳児等通園支援事業者（府令第３条第１項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、利用乳幼児（府令第１条第２項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の人権を擁護するため、乳児等通園支援事業所（同項に規定する乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに人権擁護推進員を置かなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（災害対策）

第４条　乳児等通園支援事業者は、非常災害対策を推進するため、乳児等通園支援事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、非常災害の防止に関する計画を作成しなければならない。

（安全管理対策推進員の配置）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全管理対策を推進するため、乳児等通園支援事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

（食育推進員の配置）

第６条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、利用乳幼児の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに食育推進員を置かなければならない。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１２号

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

和歌山市企業立地促進条例（平成１２年条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和７年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１３号

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例

和歌山市立市民スポーツ広場条例（昭和４６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「球技場」の次に「（大）」を加え、同表に次のように加える。

球技場（小）	１，０００円	１，０００円	１，０００円	１，０００円	４，０００円

附　則

この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１４号

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例の一部を改正する条例

和歌山市立学校等の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金徴収条例（平成１２年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び」を「若しくは」に改め、「高等学校の」を削る。

第３条第２号中「生徒」の次に「（成年に達している者を除く。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「保護者」の次に「又は成年に達している生徒」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１５号

和歌山市道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等（第３条―第１１条）
第３章　立体横断施設（第１２条―第１７条）
第４章　乗合自動車停留所（第１８条・第１９条）
第５章　自動車駐車場（第２０条―第３０条）
第６章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第３１条―第３５条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき、市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法第２条、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第４号及び第１３号、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第２条並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成１８年国土交通省令第１１６号）第２条に定めるところによる。

第２章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等

（歩道）

第３条　道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第４条　歩道の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成２４年和歌山市条例第７１号）第１１条第３項に規定する幅員の値以上とするものとする。

２　自転車歩行者道の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第１０条第２項に規定する幅員の値以上とするものとする。

３　自転車歩行者専用道路の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第４１条第１項に規定する幅員の値以上とするものとする。

４　歩行者専用道路の有効幅員は、和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例第４２条第１項に規定する幅員の値以上とするものとする。

５　歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第５条　歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第６条　歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、５パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

２　歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、１パーセント以下とするものとする。ただし、前条第１項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、２パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第７条　歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

２　歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは１５センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

３　歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第８条　歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、５センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

２　前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第９条　横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２センチメートルを標準とするものとする。

２　前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第１０条　第４条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第６条第２項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、２メートル以上とするものとする。

（歩道等又は自転車歩行者専用道路等に設ける排水溝の溝蓋）

第１１条　歩道等（縁石を除く。）又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には溝蓋を設けるものとし、その溝蓋は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（２）車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。

第３章　立体横断施設

（立体横断施設）

第１２条　道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

２　移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

３　前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第１３条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

（１）籠の内法幅は１．５メートル以上とし、内法奥行きは１．５メートル以上とすること。

（２）前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は１．４メートル以上とし、内法奥行きは１．３５メートル以上とすること。

（３）籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第１号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては９０センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては８０センチメートル以上とすること。

（４）籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第２号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

（５）籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

（６）籠内に手すりを設けること。

（７）籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

（８）籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

（９）籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（１０）籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

（１１）籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

（１２）乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は１．５メートル以上とし、有効奥行きは１．５メートル以上とすること。

（１３）停止する階が３以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第１４条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次

に掲げる構造とするものとする。

（１）有効幅員は、２メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートル以上とすることができる。

（２）縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

（３）横断勾配は、設けないこと。

（４）２段式の手すりを両側に設けること。

（５）手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

（６）路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

（７）傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。

（８）傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（９）傾斜路の下面と歩道等の路面との間が２．５メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

（１０）高さが７５センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ７５センチメートル以内ごとに踏み幅１．５メートル以上の踊場を設けること。

（エスカレーター）

第１５条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

（１）上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

（２）踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

（３）昇降口において、３枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

（４）踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。

（５）くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。

（６）エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

（７）踏み段の有効幅は、１メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、６０センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第１６条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）有効幅員は、２メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

（２）縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

（３）２段式の手すりを両側に設けること。

（４）手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

（５）路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

（６）通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第１７条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）有効幅員は、１．５メートル以上とすること。

（２）２段式の手すりを両側に設けること。

（３）手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

（４）回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（５）踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

（６）踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。

（７）段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（８）階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（９）階段の下面と歩道等の路面との間が２．５メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

（１０）階段の高さが３メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

（１１）踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては１．２メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第４章　乗合自動車停留所

（高さ）

第１８条　乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、１５センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第１９条　乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第５章　自動車駐車場

（障害者用駐車施設）

第２０条　自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

２　障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が２００以下の場合にあっては当該駐車台数に５０分の１を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が２００を超える場合にあっては当該駐車台数に１００分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上とするものとする。

３　障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設ける

こと。

（２）有効幅は、３．５メートル以上とすること。

（３）障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（障害者用停車施設）

第２１条　自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

（２）車両への乗降の用に供する部分の有効幅は１．５メートル以上とし、有効奥行きは１．５メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

（３）障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第２２条　自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

（１）有効幅は、９０センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち１以上の出入口の有効幅は、１．２メートル以上とすること。

（２）戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を１．２メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、１以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

（３）車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第２３条　障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち１以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）有効幅員は、２メートル以上とすること。

（２）車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（３）路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

（エレベーター）

第２４条　自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

２　前項のエレベーターのうち１以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

３　第１３条第１号から第４号までの規定は、第１項のエレベーターについて準用する。

４　第１３条第５号から第１３号までの規定は、第２項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第２５条　第１４条の規定は、前条第１項の傾斜路について準用する。

（階段）

第２６条　第１７条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第２７条　屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第２３条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第２８条　障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

（２）床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（３）男子用小便器を設ける場合においては、１以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

（４）前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

２　障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち１以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

（１）便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

（２）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第２９条　前条第２項第１号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）第２３条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち１以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。

（２）出入口の有効幅は、８０センチメートル以上とすること。

（３）出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

（４）出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

（５）出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア　有効幅は、８０センチメートル以上とすること。

イ　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

（６）車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

２　前条第２項第１号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

（１）出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

（２）出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

（３）腰掛便座及び手すりを設けること。

（４）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

３　第１項第２号、第５号及び第６号の規定は、前項の便房について準用する。

第３０条　前条第１項第１号から第３号まで、第５号及び第６号並びに第２項第２号から第４号までの規定は、第２８条第２項第２号の便所について準用する。この場合において、前条第２項第２号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第６章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第３１条　交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

２　前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第３２条　歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

２　視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

３　視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第３３条　歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第３４条　歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

２　乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第３５条　歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図る

ことが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第４条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を１．５メートルまで縮小することができる。

4　移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第４条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を１メートルまで縮小することができる。

5　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第８条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第１０条の規定の適用については、当分の間、同条中「２メートル」とあるのは、「１メートル」とする。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１６号

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市開発行為等に関する条例（平成１２年条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１６号を次のように改める。

（１６）公共施設の用地の求積図及び求積表（公共施設を設置するときに限る。）

第２条中第１７号を第１９号とし、第１６号の次に次の２号を加える。

（１７）公共施設の計画及び構造を示す図面（公共施設（排水施設を除く。）を設置するときに限る。）

（１８）法第３３条第１項第１２号及び第１３号に該当することを証する書類

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１７号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山市都市公園条例（昭和３３年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

庭球場	中之島公園	１月１日から１２月３１日まで	７時から１９時まで
	和歌山城公園		９時から１９時まで
運動広場	西庄公園、高津公園、紀の川第２緑地、紀の川第３緑地、紀の川第４緑地、紀の川第５緑地、紀の川第７緑地、紀の川第８緑地、雄湊公園、和歌山城公園及び満屋広場		６時から１９時まで
	中之島公園	１月４日から１２月２８日まで	６時から２１時３０分まで（夜間照明施設の使用は１７時から２１時３０分まで）
		１２月２９日から翌年の１月３日まで	６時から１９時まで

」

を

「

庭球場	和歌山城公園	１月１日から１２月３１日まで	９時から１９時まで
運動広場	西庄公園、高津公園、紀の川第２緑地、紀の川第３緑地、紀の川第４緑地、紀の川第５緑地、紀の川第７緑地、紀の川第８緑地、雄湊公園、和歌山城公園及び満屋広場		６時から１９時まで
	中之島公園	１月４日から１２月２８日まで	６時から２１時３０分まで（夜間照明施設の使用は１７時か

			ら２１時３０分まで ）
		１２月２９日から翌年の１月３日まで	６時から１９時まで

」

に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１８号

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和３９年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「１，７５０人」を「１，５５０人」に改める。

第１５条第３項の表訓練、警備、広報、演奏等の場合の項中「、広報」を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第１９号

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	２３９，０００円	３４４，０００円	４５９，０００円	５９４，０００円	７７９，０００円	９７９，０００円	１，０７９，０００円
副団長	２２９，０００円	３２９，０００円	４２９，０００円	５３４，０００円	７０９，０００円	９０９，０００円	１，００９，０００円
分団長	２１９，０００円	３１８，０００円	４１３，０００円	５１３，０００円	６５９，０００円	８４９，０００円	９４９，０００円
副分団長	２１４，０００円	３０３，０００円	３８８，０００円	４７８，０００円	６２４，０００円	８０９，０００円	９０９，０００円
部長及び班長	２０４，０００円	２８３，０００円	３５８，０００円	４３８，０００円	５６４，０００円	７３４，０００円	８３４，０００円
団員	２００，０００円	２６４，０００円	３３４，０００円	４０９，０００円	５１９，０００円	６８９，０００円	７８９，０００円

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２０号

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成２４年条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「２年以上水道」を「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第２号中「の土木工学科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「者」の次に「（２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第３号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第６号を第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第５号の次に次の１号を加える。

（６）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

（４）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

（１）前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「前２号」を「前３号」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２１号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「及び第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００円」を「１２，９００円」に、「１３，３５０円」を「１３，７００円」に、「１４，２００円」を「１４，５００円」に、「１０，８００円」を「１１，３００円」に、「１１，６５０円」を「１２，１００円」に、「９，１００円」を「９，７００円」に、「９，９５０円」を「１０，５００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２２号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「、報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市規則第７号

和歌山市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則

（和歌山市職員給与条例施行規則の一部改正）

第１条　和歌山市職員給与条例施行規則（昭和２６年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１０条の３第３号及び第４号を削る。

第１１条第１項第１号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第１１条の２第４号及び第５号を削る。

第１２条第１項を次のように改める。

新たに条例第９条第１項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、扶養親族届（別記様式第１号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第１２条の次に次の１条を加える。

（支給の始期及び終期）

第１２条の２　扶養手当の支給は、職員が新たに条例第９条第１項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第１８条の２第１項及び第２３条の２中「第８条第７項」を「第８条第３項」に、「第２２条第３項」を「第２２条第２項」に改める。

第２８条第２号中「６月に支給する場合においては１００分の７０（特定職員にあつては１００分の９０）、１２月に支給する場合においては」を削る。

別表任期付職員条例第８条第１項に規定する給料表及び育児休業条例第２２条第１項に規定する給料表の部を削る。

別記様式第１号中「和歌山市職員給与条例第１０条第１項」を「和歌山市職員給与条例施行規則第１２条第１項」に改める。

（和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部改正）

第２条　和歌山市職員等旅費支給条例施行規則（昭和２８年規則第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１任期付職員給料表の欄を削る。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和４０年規則第３６号）の一部を次のように改正する。

別表イ第１号区分の項第５号中「平成１９年３月以後の任期付条例」を「平成１９年３月１日から令和７年３月３１日までの間において適用されていた和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「平成１９年３月以後令和７年３月以前の任期付条例」という。）」に改め、同表第２号区分の項第６号、第３号区分の項第８号、第４号区分の項第１０号、第５号区分の項第９号及び第６号区分の項第７号中「平成１９年３月以後の任期付条例」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の任期付条例」に改め、同表第７号区分の項第６号中「平成１９年３月以後の給与条例」を「平成１９年３月１日から令和７年３月３１日までの間において適用されていた和歌山市職員給与条例（以下「平成１９年３月以後令和７年３月以前の給与条例」という。）」に改め、同項第８号中「平成１９年３月以後の任期付条例」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の任期付条例」に改め、同号を同項第１０号とし、同項第７号中「平成１９年３月以後の給与条例」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の給与条例」に改め、同号を同項第８号とし、同号の次に次の１号を加える。

９　令和７年４月以後の給与条例別表第５福祉保健職給料表の適用を受けていた者で、その属する等級が２級であつたもののうち、その在級期間が４年を超えるもの又はその在級期間が１年以上であり、かつ、その者が新たに職員となつた時点において和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１７年規則第３号）第１０条の規定により算定された経験年数から同規則別表第２キ福祉保健職給料表級別資格基準表におけるその等級を２級に決定するための必要経験年数（ただし、その者が属する等級が１級であつた期間（１年に満たない端数が生じたときは、これを切捨てる。）を除く。）を減じて得た期間に２級の在級期間を加えた期間が４年を超えるもの

別表イ第７号区分の項第６号の次に次の１号を加える。

７　令和７年４月１日以後適用されている和歌山市職員給与条例（以下「令和７年４月以後の給与条例」という。）別表第５福祉保健職給料表の適用を受けていた者でその属する等級が３級であつたもののうち、その職位が主任級であつたもの

別表イ第８号区分の項第６号中「平成１９年３月以後の給与条例」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の給与条例」に改め、同項第９号を同項第１０号とし、同項第８号中「平成１９年３月以後の任期付条例」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の任期付条例」に改め、同号を同項第９号とし、同項第７号を第８号とし、同項第６号の次に次の１号を加える。

７　令和７年４月以後の給与条例別表第５福祉保健職給料表の適用を受けていた者でその属する等級が２級であつたもののうち、第７号区分の項第９号以外のもの

（和歌山市職員の住居手当に関する規則の一部改正）

第４条　和歌山市職員の住居手当に関する規則（昭和５０年規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号ア中「条例第９条第２項に規定する扶養親族で条例第１０条第１項の規定による届出がされているもの又は所得税法（昭和４０年法律第３３号）第８３条の規定の適用を受ける控除対象配偶者若しくは同法第８４条の規定の適用を受ける扶養親族に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。イにおいて同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第９条第２項に規定する扶養親族をいう」に改め、同号イ中「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下このイにおいて同じ。）」を削る。

（学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第５条　学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和５０年規則第７１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号中「任期付職員（」を「任期付短時間勤務職員（」に、「規定する任期付職員」を「規定する任期付短時間勤務職員」に、「次に掲げる当該職員の占める等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額（任期付職員条例第８条第５項に規定する任期付短時間勤務職員及び育児任期付短時間勤務職員にあっては、その額」を「第１号及び第２号に規定する額」に、「額））」を「額）」に改め、同号中アからエまでを削る。

別表第１の３級の欄中「４，２００」を「４，９００」に、「４，４００」を「５，１００」に、「４，５００」を「５，２００」に、「４，９００」を「５，４００」に、「５，１００」を「５，５００」に、「５，２００」を「５，７００」に、「５，４００」を「５，９００」に、「５，５００」を「６，０００」に、「５，７００」を「６，１００」に、「５，９００」を「６，３００」に、「６，０００」を「６，４００」に、「６，１００」を「６，６００」に、「６，３００」を「６，８００」に、「６，４００」を「６，９００」に、「６，６００」を「７，０００」に、「６，８００」を「７，１００」に、「６，９００」を「７，２００」に、「７，０００」を「７，３００」に、「７，１００」を「７，４００」に、「７，２００」を「７，５００」に、

「

７，３００
７，３００
７，３００
７，３００
７，４００
７，４００
７，４００
７，４００
７，５００
７，５００
７，５００
７，５００

を

「

７，５００

に改める。

７，５００

」　　」

別表第２の３級の欄中「５，１００」を「５，７００」に、「５，２００」を「５，９００」に、「５，４００」を「６，０００」に、「５，５００」を「６，１００」に、「５，７００」を「６，３００」に、「５，９００」を「６，４００」に、「６，０００」を「６，６００」に、「６，１００」を「６，８００」に、「６，３００」を「６，９００」に、「６，４００」を「７，０００」に、「６，６００」を「７，１００」に、「６，８００」を「７，２００」に、「６，９００」を「７，３００」に、「７，０００」を「７，４００」に、「７，１００」を「７，５００」に、

「

７，２００
７，２００
７，２００
７，２００
７，３００
７，３００
７，３００
７，３００
７，４００
７，４００
７，４００
７，４００
７，５００
７，５００
７，５００
７，５００
７，５００

」

を

「

７，５００

」

に改め、同表第２の４級の欄中「６，８００」を「７，４００」に、「６，９００」を「７，５００」に、「７，１００」を「７，６００」に、「７，２００」を「７，７００」に、「７，４００」を「７，９００」に、

「

７，５００
７，５００
７，５００
７，５００
７，６００
７，６００
７，６００
７，６００

「

８，０００

７，７００		
７，７００		
７，７００		
７，７００		
７，９００		
７，９００		
７，９００		
７，９００		
８，０００		

」　を　」　に改める。

（和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第６条　和歌山市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成４年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条第３項中「第２１条の３第３項第１号」を「第２１条の３第３項」に改め、「規則で定める勤務は、」の次に「同条第１項の」を加える。

第２条第２項を次のように改める。

２　次に掲げる場合には、条例第２１条の３第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。

（１）条例第２１条の３第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

（２）条例第２１条の３第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合

（和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第７条　和歌山市職員の育児休業等に関する規則（平成４年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１７条を削る。

第１８条中「条例第２２条第２項」を「条例第２２条第１項」に改め、同条を第１７条とし、第１９条を第１８条とし、第１９条の２を第１９条とする。

別表を削る。

（和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第８条　和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成６年規則第６７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項第２号中「第２２条第３項」を「第２２条第２項」に、「第８条第７項」を「第８条第３項」に改める。

（和歌山市行政組織規則の一部改正）

第９条　和歌山市行政組織規則（平成１５年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第６事務を掌る職員の項中「、事務副主査」を削り、同表技術を掌る職員の項中「、技術副主査」を削る。

（和歌山市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第１０条　和歌山市消防局の組織に関する規則（平成１５年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第１６条の表事務をつかさどる職員の項中「、事務副主査」を削り、同表技術をつかさどる職員の項中「、技術副主査」を削り、同表消防をつかさどる吏員の項中「、消防副主査」を削る。

（和歌山市職員通勤手当支給規則の一部改正）

第１１条　和歌山市職員通勤手当支給規則（平成１６年規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「切り捨てるものとする」を「切り上げるものとする」に改める。

第９条中「第８条第７項」を「第８条第３項」に、「第２２条第３項」を「第２２条第２項」に改める。

（和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第１２条　和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１７年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２３条の２を次のように改める。

（行政職給料表の８級以上の職員に相当する職員）

第２３条の２　給与条例第５条第６項第２号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）教育職給料表（１）の適用を受ける職員でその等級が４級であるもの

（２）消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が９級以上であるもの

（３）医療職給料表の適用を受ける職員でその等級が３級以上であるもの

第３１条の２中「降号した日の前日に受けていた号給より２号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する等級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）次号に掲げる職員以外の職員　降号した日の前日に受けていた号給より２号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する等級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）

（２）行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が８級以上であるもの及び第２３条の２各号に掲げる職員　降号した日の前日に受けていた号給より１号給下位の号給

附則第８項中「副主査級」を「主任級」に、「改正日の前日」を「当該昇任又は異動の日の前日」に改める。

別表第５基準学歴区分の部中学卒（９年）の欄を削る。

別表第７アからキまでを次のように改める。

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
１	１	１	１	１	１	１	１	１

2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
１０	1	1	1	2	1	1	1	
１１	1	1	1	3	1	1	1	
１２	1	1	1	4	1	1	1	
１３	1	1	1	5	1	1	2	
１４	1	1	1	6	2	1	2	
１５	1	1	1	7	3	1	2	
１６	1	1	1	8	4	1	2	
１７	1	1	1	9	5	1	2	
１８	1	1	1	１０	6	2	3	
１９	1	1	1	１１	7	3	3	
２０	1	1	1	１２	8	4	3	
２１	1	1	1	１３	9	5	3	
２２	1	2	2	１４	１０	5	4	
２３	1	3	3	１５	１１	6	4	
２４	1	4	4	１６	１２	6	4	
２５	1	5	5	１７	１３	7	4	
２６	1	6	6	１８	１４	7	4	
２７	1	7	7	１９	１５	8	4	
２８	1	8	8	２０	１６	8	4	
２９	1	9	9	２１	１７	9	5	
３０	1	１０	１０	２２	１８	9	5	
３１	1	１１	１１	２３	１９	１０	5	
３２	1	１２	１２	２４	２０	１０	5	
３３	1	１３	１３	２５	２１	１１	5	
３４	2	１４	１４	２６	２２	１１	5	
３５	3	１５	１５	２７	２３	１２	5	
３６	4	１６	１６	２８	２４	１２	5	
３７	5	１７	１７	２９	２５	１３	5	

３８	6	１８	１８	３０	２６	１３	5	
３９	7	１９	１９	３１	２７	１３	5	
４０	8	２０	２０	３２	２８	１３	5	
４１	9	２１	２１	３３	２９	１４	5	
４２	１０	２２	２２	３４	２９	１４	5	
４３	１１	２３	２３	３５	３０	１４	5	
４４	１２	２４	２４	３６	３０	１４	5	
４５	１３	２５	２５	３７	３１	１５	5	
４６	１４	２６	２６	３８	３１	１５		
４７	１５	２７	２７	３９	３２	１５		
４８	１６	２８	２８	４０	３２	１５		
４９	１７	２９	２９	４１	３３	１５		
５０	１８	３０	３０	４２	３３	１５		
５１	１９	３１	３１	４３	３４	１５		
５２	２０	３２	３２	４４	３４	１５		
５３	２１	３３	３３	４５	３５	１５		
５４	２１	３３	３４	４６	３５	１５		
５５	２２	３４	３５	４７	３６	１５		
５６	２２	３４	３６	４８	３６	１５		
５７	２３	３５	３７	４９	３７	１５		
５８	２３	３５	３７	５０	３７	１５		
５９	２４	３６	３７	５１	３８	１５		
６０	２４	３６	３８	５２	３８	１５		
６１	２５	３７	３８	５３	３８	１５		
６２	２５	３８	３８	５４	３８	１５		
６３	２６	３９	３９	５５	３８	１５		
６４	２６	４０	３９	５６	３８	１５		
６５	２７	４１	３９	５７	３８	１５		
６６	２７	４１	４０	５８	３８	１６		
６７	２８	４２	４０	５９	３８	１６		
６８	２８	４２	４０	６０	３８	１６		
６９	２９	４３	４１	６０	３９	１６		
７０	２９	４３	４１	６０	３９	１６		
７１	２９	４４	４１	６０	３９	１６		
７２	３０	４４	４２	６０	３９	１６		
７３	３０	４５	４２	６１	３９	１７		

７４	３０	４５	４２	６１	３９			
７５	３１	４５	４３	６１	３９			
７６	３１	４５	４３	６１	３９			
７７	３１	４５	４３	６１	３９			
７８	３２	４６	４４	６２	３９			
７９	３２	４６	４４	６２	３９			
８０	３２	４６	４４	６２	３９			
８１	３３	４６	４５	６３	４０			
８２	３３	４６	４５	６４	４０			
８３	３３	４７	４５	６５	４０			
８４	３４	４７	４５	６６	４０			
８５	３４	４７	４６	６７	４１			
８６	３４	４７	４６					
８７	３５	４７	４６					
８８	３５	４８	４６					
８９	３５	４８	４７					
９０	３６	４８	４７					
９１	３６	４８	４７					
９２	３６	４８	４７					
９３	３７	４９	４７					
９４		４９	４７					
９５		４９	４７					
９６		４９	４８					
９７		４９	４８					
９８		５０	４８					
９９		５０	４８					
１００		５０	４８					
１０１		５０	４８					
１０２		５０	４８					
１０３		５１	４９					
１０４		５１	４９					
１０５		５１	４９					
１０６		５１	４９					
１０７		５１	４９					
１０８		５２	４９					
１０９		５２	４９					

１１０		５２						
１１１		５２						
１１２		５２						
１１３		５２						
１１４		５２						
１１５		５２						
１１６		５２						
１１７		５３						
１１８		５３						
１１９		５３						
１２０		５３						
１２１		５３						
１２２		５３						
１２３		５３						
１２４		５３						
１２５		５３						

イ　教育職給料表（１）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
１０	1	1	1
１１	1	1	1
１２	1	1	1
１３	1	1	1
１４	1	1	1

１５	1	1	1
１６	1	1	1
１７	1	1	1
１８	1	1	1
１９	1	1	1
２０	1	1	1
２１	1	1	1
２２	2	1	1
２３	3	1	1
２４	4	1	1
２５	5	1	1
２６	6	1	1
２７	7	1	1
２８	8	1	1
２９	9	1	1
３０	１０	1	1
３１	１１	1	1
３２	１２	1	1
３３	１３	1	1
３４	１４	1	1
３５	１５	1	1
３６	１６	1	1
３７	１７	1	1
３８	１８	1	1
３９	１９	1	1
４０	２０	1	1
４１	２１	1	1
４２	２２	1	2
４３	２３	1	3
４４	２４	1	4
４５	２５	1	5

４６	２５	１	６
４７	２６	１	７
４８	２６	１	８
４９	２７	１	９
５０	２７	１	９
５１	２８	１	１０
５２	２８	１	１０
５３	２９	１	１１
５４	２９	１	１１
５５	３０	１	１２
５６	３０	１	１２
５７	３１	１	１３
５８	３１	１	１３
５９	３２	１	１４
６０	３２	１	１４
６１	３３	１	１５
６２	３３	１	
６３	３４	１	
６４	３４	１	
６５	３５	１	
６６	３５	１	
６７	３６	１	
６８	３６	１	
６９	３７	１	
７０	３７	２	
７１	３８	３	
７２	３８	４	
７３	３９	５	
７４	３９	６	
７５	４０	７	
７６	４０	８	

７７	４１	９	
７８	４１	１０	
７９	４２	１１	
８０	４２	１２	
８１	４３	１３	
８２	４３	１４	
８３	４４	１５	
８４	４４	１６	
８５	４５	１７	
８６	４５	１８	
８７	４６	１９	
８８	４６	２０	
８９	４７	２１	
９０	４７	２２	
９１	４８	２３	
９２	４８	２４	
９３	４９	２５	
９４	４９	２６	
９５	５０	２７	
９６	５０	２８	
９７	５１	２９	
９８	５１	３０	
９９	５２	３１	
１００	５２	３２	
１０１	５３	３３	
１０２	５３	３３	
１０３	５４	３４	
１０４	５４	３４	
１０５	５５	３５	
１０６	５５	３５	
１０７	５６	３６	

１０８	５６	３６	
１０９	５７	３７	
１１０	５７	３７	
１１１	５７	３８	
１１２	５７	３８	
１１３	５８	３９	
１１４	５８	３９	
１１５	５８	４０	
１１６	５８	４０	
１１７	５９	４１	
１１８	５９	４１	
１１９	５９	４１	
１２０	５９	４１	
１２１	６０	４１	
１２２	６０	４１	
１２３	６０	４１	
１２４	６０	４２	
１２５	６１	４２	
１２６	６１	４２	
１２７	６１	４２	
１２８	６１	４２	
１２９	６１	４２	
１３０	６１	４２	
１３１	６２	４３	
１３２	６２	４３	
１３３	６２	４３	
１３４	６２	４３	
１３５	６２	４３	
１３６	６２	４３	
１３７	６３	４３	
１３８	６３	４３	

１３９	６３	４３	
１４０	６３	４３	
１４１	６３	４３	
１４２	６３	４３	
１４３	６４	４４	
１４４	６４	４４	
１４５	６４	４４	
１４６	６４		
１４７	６４		
１４８	６４		
１４９	６５		
１５０	６５		
１５１	６６		
１５２	６６		
１５３	６７		

ウ　教育職給料表（２）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
１０	2	1
１１	3	1
１２	4	1
１３	5	1

１４	6	1
１５	7	1
１６	8	1
１７	9	1
１８	１０	1
１９	１１	1
２０	１２	1
２１	１３	1
２２	１４	1
２３	１５	1
２４	１６	1
２５	１７	1
２６	１８	1
２７	１９	1
２８	２０	1
２９	２１	1
３０	２２	1
３１	２３	1
３２	２４	1
３３	２５	1
３４	２６	1
３５	２７	1
３６	２８	1
３７	２９	1
３８	３０	1
３９	３１	1
４０	３２	1
４１	３３	1
４２	３４	1
４３	３５	1
４４	３６	1

4 5	3 7	1
4 6	3 8	1
4 7	3 9	1
4 8	4 0	1
4 9	4 1	1
5 0	4 1	1
5 1	4 2	1
5 2	4 2	1
5 3	4 3	1
5 4	4 3	1
5 5	4 4	1
5 6	4 4	1
5 7	4 5	1
5 8	4 6	1
5 9	4 7	1
6 0	4 8	1
6 1	4 9	1
6 2	4 9	2
6 3	5 0	3
6 4	5 0	4
6 5	5 1	5
6 6	5 1	6
6 7	5 2	7
6 8	5 2	8
6 9	5 3	9
7 0	5 3	1 0
7 1	5 4	1 1
7 2	5 4	1 2
7 3	5 5	1 3
7 4	5 5	1 4
7 5	5 6	1 5

７６	５６	１６
７７	５７	１７
７８	５７	１８
７９	５８	１９
８０	５８	２０
８１	５９	２１
８２	５９	２２
８３	６０	２３
８４	６０	２４
８５	６１	２５
８６	６１	２６
８７	６１	２７
８８	６２	２８
８９	６２	２９
９０	６２	３０
９１	６３	３１
９２	６３	３２
９３	６３	３３
９４	６４	３４
９５	６４	３５
９６	６４	３６
９７	６５	３７
９８	６５	３８
９９	６５	３９
１００	６５	４０
１０１	６６	４１
１０２	６６	４２
１０３	６６	４３
１０４	６６	４４
１０５	６７	４５
１０６	６７	４６

１０７	６７	４７
１０８	６７	４８
１０９	６８	４９
１１０	６８	４９
１１１	６８	５０
１１２	６８	５０
１１３	６９	５１
１１４	６９	５１
１１５	６９	５２
１１６	６９	５２
１１７	７０	５３
１１８	７０	５４
１１９	７０	５５
１２０	７０	５６
１２１	７１	５７
１２２	７１	５７
１２３	７１	５８
１２４	７１	５８
１２５	７２	５９
１２６		５９
１２７		６０
１２８		６０
１２９		６１
１３０		６１
１３１		６２
１３２		６２
１３３		６２
１３４		６２
１３５		６２
１３６		６２
１３７		６２

１３８		６２
１３９		６２
１４０		６２
１４１		６２
１４２		６２
１４３		６２
１４４		６２
１４５		６２
１４６		６２
１４７		６２
１４８		６２
１４９		６２
１５０		６２
１５１		６３
１５２		６３
１５３		６３
１５４		６３
１５５		６３
１５６		６４
１５７		６４

エ　教育職給料表（３）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1

9	1	1
１０	2	1
１１	3	1
１２	4	1
１３	5	1
１４	6	1
１５	7	1
１６	8	1
１７	9	1
１８	１０	1
１９	１１	1
２０	１２	1
２１	１３	1
２２	１４	1
２３	１５	1
２４	１６	1
２５	１７	1
２６	１８	1
２７	１９	1
２８	２０	1
２９	２１	1
３０	２２	1
３１	２３	1
３２	２４	1
３３	２５	1
３４	２６	1
３５	２７	1
３６	２８	1
３７	２９	1
３８	３０	1
３９	３１	1

４０	３２	1
４１	３３	1
４２	３４	1
４３	３５	1
４４	３６	1
４５	３７	1
４６	３７	1
４７	３８	1
４８	３８	1
４９	３９	1
５０	３９	1
５１	４０	1
５２	４０	1
５３	４１	1
５４	４１	1
５５	４２	1
５６	４２	1
５７	４３	1
５８	４３	2
５９	４４	3
６０	４４	4
６１	４５	5
６２	４５	6
６３	４６	7
６４	４６	8
６５	４７	9
６６	４７	１０
６７	４８	１１
６８	４８	１２
６９	４９	１３
７０	４９	１４

７１	５０	１５
７２	５０	１６
７３	５１	１７
７４	５１	１８
７５	５２	１９
７６	５２	２０
７７	５３	２１
７８	５３	２２
７９	５３	２３
８０	５４	２４
８１	５４	２５
８２	５４	２６
８３	５５	２７
８４	５５	２８
８５	５５	２９
８６	５６	３０
８７	５６	３１
８８	５６	３２
８９	５７	３３
９０	５７	３３
９１	５８	３４
９２	５８	３４
９３	５９	３５
９４	５９	３５
９５	６０	３６
９６	６０	３６
９７	６１	３７
９８	６１	３８
９９	６１	３９
１００	６１	４０
１０１	６２	４１

１０２	６２	４１
１０３	６２	４２
１０４	６２	４２
１０５	６３	４３
１０６	６３	４３
１０７	６３	４４
１０８	６３	４４
１０９	６４	４５
１１０	６４	４６
１１１	６４	４７
１１２	６４	４８
１１３	６５	４９
１１４	６５	４９
１１５	６５	５０
１１６	６５	５０
１１７	６６	５１
１１８	６６	５１
１１９	６６	５２
１２０	６６	５２
１２１	６７	５３
１２２	６７	５３
１２３	６７	５４
１２４	６７	５４
１２５	６８	５５
１２６		５５
１２７		５６
１２８		５６
１２９		５７
１３０		５７
１３１		５８
１３２		５８

１３３		５８
１３４		５８
１３５		５８
１３６		５８
１３７		５８
１３８		５８
１３９		５８
１４０		５８
１４１		５８
１４２		５８
１４３		５８
１４４		５８
１４５		５８
１４６		５８
１４７		５８
１４８		５８
１４９		５８
１５０		５８
１５１		５９
１５２		５９
１５３		５９
１５４		５９
１５５		５９
１５６		６０
１５７		６０

オ　消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	2	1	2

3	1	1	1	1	1	1	3	1	3
4	1	1	1	1	1	1	4	1	4
5	1	1	1	1	1	1	5	1	5
6	1	1	1	1	1	1	6	1	5
7	1	1	1	1	1	1	7	1	5
8	1	1	1	1	1	1	8	1	5
9	1	1	1	1	1	1	9	1	5
１０	2	1	1	1	2	1	１０	1	
１１	3	1	1	1	3	1	１１	1	
１２	4	1	1	1	4	1	１２	1	
１３	5	1	1	1	5	1	１３	2	
１４	6	2	1	1	6	2	１４	2	
１５	7	3	1	1	7	3	１５	2	
１６	8	4	1	1	8	4	１６	2	
１７	9	5	1	1	9	5	１７	2	
１８	１０	6	1	1	１０	6	１８	3	
１９	１１	7	1	1	１１	7	１９	3	
２０	１２	8	1	1	１２	8	２０	3	
２１	１３	9	1	1	１３	9	２１	3	
２２	１４	１０	2	1	１４	１０	２２	4	
２３	１５	１１	3	1	１５	１１	２３	4	
２４	１６	１２	4	1	１６	１２	２４	4	
２５	１７	１３	5	1	１７	１３	２５	4	
２６	１８	１４	6	1	１８	１４	２６	4	
２７	１９	１５	7	1	１９	１５	２７	4	
２８	２０	１６	8	1	２０	１６	２８	4	
２９	２１	１７	9	1	２１	１７	２９	5	
３０	２２	１８	１０	2	２２	１８	３０	5	
３１	２３	１９	１１	3	２３	１９	３１	5	
３２	２４	２０	１２	4	２４	２０	３２	5	
３３	２５	２１	１３	5	２５	２１	３３	5	
３４	２６	２２	１４	6	２６	２２	３４	5	
３５	２７	２３	１５	7	２７	２３	３５	5	
３６	２８	２４	１６	8	２８	２４	３６	5	
３７	２９	２５	１７	9	２９	２５	３７	5	
３８	３０	２６	１８	１０	３０	２６	３８	5	

３９	３１	２７	１９	１１	３１	２７	３９	５	
４０	３２	２８	２０	１２	３２	２８	４０	５	
４１	３３	２９	２１	１３	３３	２９	４１	５	
４２	３４	３０	２２	１４	３４	３０	４２	５	
４３	３５	３１	２３	１５	３５	３１	４３	５	
４４	３６	３２	２４	１６	３６	３２	４４	５	
４５	３７	３３	２５	１７	３７	３３	４５	５	
４６	３８	３４	２６	１８	３８	３４	４５		
４７	３９	３５	２７	１９	３９	３５	４５		
４８	４０	３６	２８	２０	４０	３６	４５		
４９	４１	３７	２９	２１	４１	３７	４５		
５０	４２	３８	３０	２２	４２	３７	４５		
５１	４３	３９	３１	２３	４３	３７	４５		
５２	４４	４０	３２	２４	４４	３８	４５		
５３	４５	４１	３３	２５	４５	３８	４５		
５４	４６	４２	３４	２６	４６	３８	４５		
５５	４７	４３	３５	２７	４７	３９	４５		
５６	４８	４４	３６	２８	４８	３９	４５		
５７	４９	４５	３７	２９	４９	３９	４５		
５８	５０	４６	３８	３０	５０	４０	４５		
５９	５１	４７	３９	３１	５１	４０	４５		
６０	５２	４８	４０	３２	５２	４０	４５		
６１	５３	４９	４１	３３	５３	４０	４５		
６２	５４	５０	４２	３４	５４	４０	４５		
６３	５５	５１	４３	３５	５５	４０	４５		
６４	５６	５２	４４	３６	５６	４０	４５		
６５	５７	５３	４５	３７	５７	４０	４５		
６６	５８	５４	４６	３７	５８	４０	４５		
６７	５９	５５	４７	３８	５９	４０	４５		
６８	６０	５６	４８	３８	６０	４１	４５		
６９	６１	５７	４９	３９	６０	４１	４５		
７０	６２	５８	４９	３９	６０	４１	４５		
７１	６３	５９	５０	４０	６１	４１	４５		
７２	６４	６０	５０	４０	６２	４１	４５		
７３	６５	６１	５１	４１	６３	４１	４５		
７４	６６	６２	５１	４２	６４	４１			

７５	６７	６３	５２	４３	６５	４１			
７６	６８	６４	５２	４４	６６	４１			
７７	６９	６５	５３	４５	６７	４１			
７８	６９	６６	５４	４６	６８	４１			
７９	７０	６７	５５	４７	６９	４１			
８０	７０	６８	５６	４８	７０	４２			
８１	７１	６９	５７	４９	７１	４２			
８２	７１	７０	５８	４９	７２	４２			
８３	７２	７１	５９	５０	７３	４３			
８４	７２	７２	６０	５０	７４	４３			
８５	７３	７３	６１	５１	７５	４３			
８６	７４	７４	６２	５１					
８７	７５	７５	６３	５２					
８８	７６	７６	６４	５２					
８９	７７	７７	６５	５３					
９０	７８	７８	６６	５３					
９１	７９	７９	６７	５３					
９２	８０	８０	６８	５４					
９３	８１	８１	６９	５４					
９４	８２	８２	７０	５４					
９５	８３	８３	７１	５５					
９６	８４	８４	７２	５５					
９７	８５	８５	７３	５５					
９８	８６	８６	７４	５６					
９９	８７	８７	７５	５６					
１００	８８	８８	７６	５６					
１０１	８９	８９	７７	５７					
１０２	９０	８９	７８	５８					
１０３	９１	９０	７９	５９					
１０４	９２	９０	８０	６０					
１０５	９３	９１	８１	６０					
１０６	９３	９１	８２	６０					
１０７	９３	９２	８３	６０					
１０８	９４	９２	８４	６０					
１０９	９４	９３	８５	６０					
１１０	９４	９４	８５	６０					

１１１	９５	９５	８６	６０					
１１２	９５	９６	８６	６０					
１１３	９５	９７	８７	６１					
１１４	９６	９８	８７	６１					
１１５	９６	９９	８８	６１					
１１６	９６	１００	８８	６１					
１１７	９７	１０１	８９	６１					
１１８	９７	１０１	８９	６１					
１１９	９８	１０１	９０	６１					
１２０	９８	１０２	９０	６１					
１２１	９９	１０２	９１	６１					
１２２	９９	１０２	９１						
１２３	１００	１０３	９２						
１２４	１００	１０３	９２						
１２５	１０１	１０３	９２						
１２６		１０４	９２						
１２７		１０４	９２						
１２８		１０４	９２						
１２９		１０５	９２						
１３０		１０５	９２						
１３１		１０５	９２						
１３２		１０６	９２						
１３３		１０６	９３						
１３４		１０６	９３						
１３５		１０７	９３						
１３６		１０７	９３						
１３７		１０７	９３						
１３８		１０８	９４						
１３９		１０８	９５						
１４０		１０８	９６						
１４１		１０９	９６						
１４２		１０９							
１４３		１１０							
１４４		１１０							
１４５		１１１							

カ　医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	１	１	１
７	１	１	１
８	１	１	１
９	１	１	１
１０	１	１	１
１１	１	１	１
１２	１	１	１
１３	１	１	１
１４	１	１	１
１５	１	１	１
１６	１	１	１
１７	１	１	１
１８	１	１	１
１９	１	１	１
２０	１	１	１
２１	１	１	１
２２	１	２	１
２３	１	３	１
２４	１	４	２
２５	１	５	２
２６	１	６	２
２７	１	７	３
２８	１	８	３
２９	１	９	３
３０	１	１０	３
３１	１	１１	４
３２	１	１２	４
３３	１	１３	４
３４	２	１４	５

３５	3	１５	5
３６	4	１６	5
３７	5	１７	5
３８	6	１８	5
３９	7	１９	5
４０	8	２０	5
４１	9	２１	5
４２	１０	２１	5
４３	１１	２２	5
４４	１２	２２	5
４５	１３	２３	5
４６	１３	２３	5
４７	１３	２４	5
４８	１４	２４	5
４９	１４	２５	5
５０	１４	２５	5
５１	１４	２６	5
５２	１５	２６	5
５３	１５	２７	5
５４	１５	２７	5
５５	１５	２８	5
５６	１６	２８	5
５７	１６	２９	5
５８	１６	２９	5
５９	１６	２９	5
６０	１７	３０	5
６１	１７	３０	5
６２	１７	３０	5
６３	１８	３１	5
６４	１８	３１	5
６５	１９	３１	5
６６		３２	5
６７		３２	5
６８		３２	5
６９		３２	5
７０		３２	5

７１		３３	５
７２		３３	５
７３		３３	５
７４		３３	
７５		３３	
７６		３４	
７７		３４	
７８		３４	
７９		３４	
８０		３４	
８１		３５	
８２		３５	
８３		３５	
８４		３５	
８５		３５	

キ　福祉保健職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	１	１	１	１
７	１	１	１	１
８	１	１	１	１
９	１	１	１	１
１０	１	１	１	１
１１	１	１	１	１
１２	１	１	１	１
１３	１	１	１	１
１４	１	１	２	１
１５	１	１	３	１
１６	１	１	４	１
１７	１	１	５	１
１８	１	１	６	１

１９	1	1	7	1
２０	1	1	8	1
２１	1	1	9	1
２２	1	1	１０	2
２３	1	1	１１	3
２４	1	1	１２	4
２５	1	1	１３	5
２６	1	2	１４	6
２７	1	3	１５	7
２８	1	4	１６	8
２９	1	5	１７	9
３０	2	6	１８	１０
３１	3	7	１９	１１
３２	4	8	２０	１２
３３	5	9	２１	１３
３４	6	１０	２２	１４
３５	7	１１	２３	１５
３６	8	１２	２４	１６
３７	9	１３	２５	１７
３８	１０	１４	２５	１８
３９	１１	１５	２６	１９
４０	１２	１６	２６	２０
４１	１３	１７	２７	２１
４２	１３	１８	２７	２２
４３	１４	１９	２８	２３
４４	１４	２０	２８	２４
４５	１５	２１	２９	２５
４６	１５	２２	２９	２６
４７	１６	２３	３０	２７
４８	１６	２４	３０	２８
４９	１７	２５	３１	２９
５０	１７	２６	３１	２９
５１	１８	２７	３２	３０
５２	１８	２８	３２	３０
５３	１９	２９	３３	３１
５４	１９	３０	３３	３１

５５	２０	３１	３３	３２
５６	２０	３２	３４	３２
５７	２１	３３	３４	３３
５８	２２	３４	３４	３３
５９	２３	３５	３５	３４
６０	２４	３６	３５	３４
６１	２５	３７	３５	３５
６２	２５	３８	３６	３５
６３	２６	３９	３６	３６
６４	２６	４０	３６	３６
６５	２７	４１	３７	３７
６６	２７	４２	３７	３７
６７	２８	４３	３７	３８
６８	２８	４４	３７	３８
６９	２９	４５	３８	３８
７０	２９	４６	３８	３８
７１	３０	４７	３８	３８
７２	３０	４８	３８	３８
７３	３１	４９	３８	３８
７４	３１	５０	３８	３８
７５	３２	５１	３８	３８
７６	３２	５２	３９	３８
７７	３３	５３	３９	３９
７８	３３	５３	３９	３９
７９	３４	５３	３９	３９
８０	３４	５４	３９	３９
８１	３５	５４	３９	３９
８２	３５	５４	３９	３９
８３	３６	５５	４０	３９
８４	３６	５５	４０	３９
８５	３７	５５	４０	３９
８６	３８	５６	４０	３９
８７	３９	５６	４０	３９
８８	４０	５６	４０	３９
８９	４１	５７	４０	３９
９０	４１	５７		

９１	４２	５８		
９２	４２	５８		
９３	４３	５９		
９４	４３	５９		
９５	４４	６０		
９６	４４	６０		
９７	４５	６１		
９８	４５	６２		
９９	４５	６３		
１００	４６	６４		
１０１	４６	６４		
１０２	４６	６４		
１０３	４７	６４		
１０４	４７	６４		
１０５	４７	６４		
１０６	４８	６４		
１０７	４８	６４		
１０８	４８	６４		
１０９	４９	６４		
１１０	４９	６４		
１１１	４９	６４		
１１２	４９	６４		
１１３	４９	６４		
１１４	５０	６４		
１１５	５０	６４		
１１６	５０	６４		
１１７	５０	６４		
１１８	５０			
１１９	５１			
１２０	５１			
１２１	５１			
１２２	５１			
１２３	５１			
１２４	５２			
１２５	５２			
１２６	５２			

１２７	５２			
１２８	５２			
１２９	５３			
１３０	５３			
１３１	５３			
１３２	５４			
１３３	５４			
１３４	５４			
１３５	５５			
１３６	５５			
１３７	５５			
１３８	５５			
１３９	５５			
１４０	５５			
１４１	５５			
１４２	５５			
１４３	５５			
１４４	５５			
１４５	５６			
１４６	５６			
１４７	５６			
１４８	５６			
１４９	５６			
１５０	５６			
１５１	５６			
１５２	５６			
１５３	５６			

別表第７の２アからキまでを次のように改める。

ア　行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	３３	２１	２１	9	１３	１７	１２	1
2	３３	２２	２２	１０	１４	１８	１７	2
3	３３	２３	２３	１１	１５	１９	２１	3

4	３４	２４	２４	１２	１６	２０	２８	4
5	３５	２５	２５	１３	１７	２２	４５	9
6	３６	２６	２６	１４	１８	２４	４５	9
7	３８	２７	２７	１５	１９	２６	４５	9
8	３９	２８	２８	１６	２０	２８	４５	9
9	４１	２９	２９	１７	２１	３０	４５	9
１０	４２	３０	３０	１８	２２	３２		
１１	４３	３１	３１	１９	２３	３４		
１２	４４	３２	３２	２０	２４	３６		
１３	４５	３３	３３	２１	２５	４０		
１４	４６	３４	３４	２２	２６	４４		
１５	４７	３５	３５	２３	２７	６５		
１６	４８	３６	３６	２４	２８	７２		
１７	４９	３７	３７	２５	２９	７３		
１８	５０	３８	３８	２６	３０	７３		
１９	５１	３９	３９	２７	３１	７３		
２０	５２	４０	４０	２８	３２	７３		
２１	５４	４１	４１	２９	３３	７３		
２２	５６	４２	４２	３０	３４	７３		
２３	５８	４３	４３	３１	３５	７３		
２４	６０	４４	４４	３２	３６	７３		
２５	６２	４５	４５	３３	３７	７３		
２６	６４	４６	４６	３４	３８	７３		
２７	６６	４７	４７	３５	３９	７３		
２８	６８	４８	４８	３６	４０	７３		
２９	７１	４９	４９	３７	４２	７３		
３０	７４	５０	５０	３８	４４	７３		
３１	７７	５１	５１	３９	４６	７３		
３２	８０	５２	５２	４０	４８	７３		
３３	８３	５４	５３	４１	５０	７３		
３４	８６	５６	５４	４２	５２	７３		
３５	８９	５８	５５	４３	５４	７３		
３６	９２	６０	５６	４４	５６	７３		
３７	９３	６１	５９	４５	５８	７３		
３８	９３	６２	６２	４６	６８	７３		
３９	９３	６３	６５	４７	８０	７３		

４０	９３	６４	６８	４８	８４	７３		
４１	９３	６６	７１	４９	８５	７３		
４２	９３	６８	７４	５０	８５	７３		
４３	９３	７０	７７	５１	８５	７３		
４４	９３	７２	８０	５２	８５	７３		
４５	９３	７７	８４	５３	８５	７３		
４６	９３	８２	８８	５４	８５			
４７	９３	８７	９５	５５	８５			
４８	９３	９２	１０２	５６	８５			
４９	９３	９７	１０９	５７	８５			
５０	９３	１０２	１０９	５８	８５			
５１	９３	１０７	１０９	５９	８５			
５２	９３	１１６	１０９	６０	８５			
５３	９３	１２５	１０９	６１	８５			
５４	９３	１２５	１０９	６２	８５			
５５	９３	１２５	１０９	６３	８５			
５６	９３	１２５	１０９	６４	８５			
５７	９３	１２５	１０９	６５	８５			
５８	９３	１２５	１０９	６６	８５			
５９	９３	１２５	１０９	６７	８５			
６０	９３	１２５	１０９	７２	８５			
６１	９３	１２５	１０９	７７	８５			
６２	９３	１２５	１０９	８０	８５			
６３	９３	１２５	１０９	８１	８５			
６４	９３	１２５	１０９	８２	８５			
６５	９３	１２５	１０９	８３	８５			
６６	９３	１２５	１０９	８４	８５			
６７	９３	１２５	１０９	８５	８５			
６８	９３	１２５	１０９	８５	８５			
６９	９３	１２５	１０９	８５	８５			
７０	９３	１２５	１０９	８５	８５			
７１	９３	１２５	１０９	８５	８５			
７２	９３	１２５	１０９	８５	８５			
７３	９３	１２５	１０９	８５	８５			
７４	９３	１２５	１０９	８５				
７５	９３	１２５	１０９	８５				

７６	９３	１２５	１０９	８５				
７７	９３	１２５	１０９	８５				
７８	９３	１２５	１０９	８５				
７９	９３	１２５	１０９	８５				
８０	９３	１２５	１０９	８５				
８１	９３	１２５	１０９	８５				
８２	９３	１２５	１０９	８５				
８３	９３	１２５	１０９	８５				
８４	９３	１２５	１０９	８５				
８５	９３	１２５	１０９	８５				
８６	９３	１２５						
８７	９３	１２５						
８８	９３	１２５						
８９	９３	１２５						
９０	９３	１２５						
９１	９３	１２５						
９２	９３	１２５						
９３	９３	１２５						
９４	９３	１２５						
９５	９３	１２５						
９６	９３	１２５						
９７	９３	１２５						
９８	９３	１２５						
９９	９３	１２５						
１００	９３	１２５						
１０１	９３	１２５						
１０２	９３	１２５						
１０３	９３	１２５						
１０４	９３	１２５						
１０５	９３	１２５						
１０６	９３	１２５						
１０７	９３	１２５						
１０８	９３	１２５						
１０９	９３	１２５						
１１０	９３							
１１１	９３							

１１２	９３							
１１３	９３							
１１４	９３							
１１５	９３							
１１６	９３							
１１７	９３							
１１８	９３							
１１９	９３							
１２０	９３							
１２１	９３							
１２２	９３							
１２３	９３							
１２４	９３							
１２５	９３							

イ　教育職給料表（１）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	２１	６９	４１
2	２２	７０	４２
3	２３	７１	４３
4	２４	７２	４４
5	２５	７３	４５
6	２６	７４	４６
7	２７	７５	４７
8	２８	７６	４８
9	２９	７７	５０
１０	３０	７８	５２
１１	３１	７９	５４
１２	３２	８０	５６
１３	３３	８１	５８
１４	３４	８２	６０
１５	３５	８３	６１

１６	３６	８４	６１
１７	３７	８５	６１
１８	３８	８６	６１
１９	３９	８７	６１
２０	４０	８８	６１
２１	４１	８９	６１
２２	４２	９０	
２３	４３	９１	
２４	４４	９２	
２５	４６	９３	
２６	４８	９４	
２７	５０	９５	
２８	５２	９６	
２９	５４	９７	
３０	５６	９８	
３１	５８	９９	
３２	６０	１００	
３３	６２	１０２	
３４	６４	１０４	
３５	６６	１０６	
３６	６８	１０８	
３７	７０	１１０	
３８	７２	１１２	
３９	７４	１１４	
４０	７６	１１６	
４１	７８	１２３	
４２	８０	１３０	
４３	８２	１４２	
４４	８４	１４５	
４５	８６	１４５	
４６	８８	１４５	

４７	９０	１４５	
４８	９２	１４５	
４９	９４	１４５	
５０	９６	１４５	
５１	９８	１４５	
５２	１００	１４５	
５３	１０２	１４５	
５４	１０４	１４５	
５５	１０６	１４５	
５６	１０８	１４５	
５７	１１２	１４５	
５８	１１６	１４５	
５９	１２０	１４５	
６０	１２４	１４５	
６１	１３０	１４５	
６２	１３６		
６３	１４２		
６４	１４８		
６５	１５０		
６６	１５２		
６７	１５３		
６８	１５３		
６９	１５３		
７０	１５３		
７１	１５３		
７２	１５３		
７３	１５３		
７４	１５３		
７５	１５３		
７６	１５３		
７７	１５３		

７８	１５３		
７９	１５３		
８０	１５３		
８１	１５３		
８２	１５３		
８３	１５３		
８４	１５３		
８５	１５３		
８６	１５３		
８７	１５３		
８８	１５３		
８９	１５３		
９０	１５３		
９１	１５３		
９２	１５３		
９３	１５３		
９４	１５３		
９５	１５３		
９６	１５３		
９７	１５３		
９８	１５３		
９９	１５３		
１００	１５３		
１０１	１５３		
１０２	１５３		
１０３	１５３		
１０４	１５３		
１０５	１５３		
１０６	１５３		
１０７	１５３		
１０８	１５３		

１０９	１５３		
１１０	１５３		
１１１	１５３		
１１２	１５３		
１１３	１５３		
１１４	１５３		
１１５	１５３		
１１６	１５３		
１１７	１５３		
１１８	１５３		
１１９	１５３		
１２０	１５３		
１２１	１５３		
１２２	１５３		
１２３	１５３		
１２４	１５３		
１２５	１５３		
１２６	１５３		
１２７	１５３		
１２８	１５３		
１２９	１５３		
１３０	１５３		
１３１	１５３		
１３２	１５３		
１３３	１５３		
１３４	１５３		
１３５	１５３		
１３６	１５３		
１３７	１５３		
１３８	１５３		
１３９	１５３		

１４０	１５３		
１４１	１５３		
１４２	１５３		
１４３	１５３		
１４４	１５３		
１４５	１５３		

ウ　教育職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	１級	２級
1	9	６１
2	１０	６２
3	１０	６３
4	１１	６４
5	１２	６５
6	１３	６６
7	１４	６７
8	１５	６８
9	１６	６９
１０	１７	７０
１１	１８	７１
１２	１９	７２
１３	２０	７３
１４	２２	７４
１５	２３	７５
１６	２４	７６
１７	２５	７７
１８	２６	７８
１９	２７	７９
２０	２８	８０
２１	２９	８１
２２	３０	８２

２３	３１	８３
２４	３２	８４
２５	３３	８５
２６	３４	８６
２７	３５	８７
２８	３６	８８
２９	３７	８９
３０	３８	９０
３１	３９	９１
３２	４０	９２
３３	４１	９３
３４	４２	９４
３５	４３	９５
３６	４４	９６
３７	４６	９７
３８	４８	９８
３９	５０	９９
４０	５２	１００
４１	５４	１０１
４２	５６	１０２
４３	５８	１０３
４４	６０	１０４
４５	６２	１０５
４６	６４	１０６
４７	６６	１０７
４８	６８	１０８
４９	７０	１１０
５０	７２	１１２
５１	７４	１１４
５２	７６	１１６
５３	７９	１１７

５４	８２	１１８
５５	８５	１１９
５６	８８	１２０
５７	９０	１２２
５８	９２	１２４
５９	９４	１２６
６０	９６	１２８
６１	１００	１３０
６２	１０４	１５０
６３	１０８	１５５
６４	１１２	１５７
６５	１１６	１５７
６６	１２０	１５７
６７	１２４	１５７
６８	１２５	１５７
６９	１２５	１５７
７０	１２５	１５７
７１	１２５	１５７
７２	１２５	１５７
７３	１２５	１５７
７４	１２５	１５７
７５	１２５	１５７
７６	１２５	１５７
７７	１２５	１５７
７８	１２５	１５７
７９	１２５	１５７
８０	１２５	１５７
８１	１２５	１５７
８２	１２５	
８３	１２５	
８４	１２５	

８５	１２５	
８６	１２５	
８７	１２５	
８８	１２５	
８９	１２５	
９０	１２５	
９１	１２５	
９２	１２５	
９３	１２５	
９４	１２５	
９５	１２５	
９６	１２５	
９７	１２５	
９８	１２５	
９９	１２５	
１００	１２５	
１０１	１２５	
１０２	１２５	
１０３	１２５	
１０４	１２５	
１０５	１２５	
１０６	１２５	
１０７	１２５	
１０８	１２５	
１０９	１２５	
１１０	１２５	
１１１	１２５	
１１２	１２５	
１１３	１２５	
１１４	１２５	
１１５	１２５	

１１６	１２５	
１１７	１２５	
１１８	１２５	
１１９	１２５	
１２０	１２５	
１２１	１２５	
１２２	１２５	
１２３	１２５	
１２４	１２５	
１２５	１２５	
１２６	１２５	
１２７	１２５	
１２８	１２５	
１２９	１２５	
１３０	１２５	
１３１	１２５	
１３２	１２５	
１３３	１２５	
１３４	１２５	
１３５	１２５	
１３６	１２５	
１３７	１２５	
１３８	１２５	
１３９	１２５	
１４０	１２５	
１４１	１２５	
１４２	１２５	
１４３	１２５	
１４４	１２５	
１４５	１２５	
１４６	１２５	

１４７	１２５	
１４８	１２５	
１４９	１２５	
１５０	１２５	
１５１	１２５	
１５２	１２５	
１５３	１２５	
１５４	１２５	
１５５	１２５	
１５６	１２５	
１５７	１２５	

エ　教育職給料表（３）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	１級	２級
1	9	５７
2	１０	５８
3	１１	５９
4	１２	６０
5	１３	６１
6	１４	６２
7	１５	６３
8	１６	６４
9	１７	６５
１０	１８	６６
１１	１９	６７
１２	２０	６８
１３	２１	６９
１４	２２	７０
１５	２３	７１
１６	２４	７２

１７	２５	７３
１８	２６	７４
１９	２７	７５
２０	２８	７６
２１	２９	７７
２２	３０	７８
２３	３１	７９
２４	３２	８０
２５	３３	８１
２６	３４	８２
２７	３５	８３
２８	３６	８４
２９	３７	８５
３０	３８	８６
３１	３９	８７
３２	４０	８８
３３	４１	９０
３４	４２	９２
３５	４３	９４
３６	４４	９６
３７	４６	９７
３８	４８	９８
３９	５０	９９
４０	５２	１００
４１	５４	１０２
４２	５６	１０４
４３	５８	１０６
４４	６０	１０８
４５	６２	１０９
４６	６４	１１０
４７	６６	１１１

４８	６８	１１２
４９	７０	１１４
５０	７２	１１６
５１	７４	１１８
５２	７６	１２０
５３	７９	１２２
５４	８２	１２４
５５	８５	１２６
５６	８８	１２８
５７	９０	１３０
５８	９２	１５０
５９	９４	１５５
６０	９６	１５７
６１	１００	１５７
６２	１０４	１５７
６３	１０８	１５７
６４	１１２	１５７
６５	１１６	１５７
６６	１２０	１５７
６７	１２４	１５７
６８	１２５	１５７
６９	１２５	１５７
７０	１２５	１５７
７１	１２５	１５７
７２	１２５	１５７
７３	１２５	１５７
７４	１２５	１５７
７５	１２５	１５７
７６	１２５	１５７
７７	１２５	１５７
７８	１２５	１５７

７９	１２５	１５７
８０	１２５	１５７
８１	１２５	１５７
８２	１２５	
８３	１２５	
８４	１２５	
８５	１２５	
８６	１２５	
８７	１２５	
８８	１２５	
８９	１２５	
９０	１２５	
９１	１２５	
９２	１２５	
９３	１２５	
９４	１２５	
９５	１２５	
９６	１２５	
９７	１２５	
９８	１２５	
９９	１２５	
１００	１２５	
１０１	１２５	
１０２	１２５	
１０３	１２５	
１０４	１２５	
１０５	１２５	
１０６	１２５	
１０７	１２５	
１０８	１２５	
１０９	１２５	

１１０	１２５	
１１１	１２５	
１１２	１２５	
１１３	１２５	
１１４	１２５	
１１５	１２５	
１１６	１２５	
１１７	１２５	
１１８	１２５	
１１９	１２５	
１２０	１２５	
１２１	１２５	
１２２	１２５	
１２３	１２５	
１２４	１２５	
１２５	１２５	
１２６	１２５	
１２７	１２５	
１２８	１２５	
１２９	１２５	
１３０	１２５	
１３１	１２５	
１３２	１２５	
１３３	１２５	
１３４	１２５	
１３５	１２５	
１３６	１２５	
１３７	１２５	
１３８	１２５	
１３９	１２５	
１４０	１２５	

１４１	１２５	
１４２	１２５	
１４３	１２５	
１４４	１２５	
１４５	１２５	
１４６	１２５	
１４７	１２５	
１４８	１２５	
１４９	１２５	
１５０	１２５	
１５１	１２５	
１５２	１２５	
１５３	１２５	
１５４	１２５	
１５５	１２５	
１５６	１２５	
１５７	１２５	

オ　消防職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
１	９	１３	２１	２９	９	１３	１	１２	１
２	１０	１３	２２	３０	１０	１４	２	１７	２
３	１０	１３	２３	３１	１１	１５	３	２１	３
４	１１	１４	２４	３２	１２	１６	４	２８	４
５	１２	１５	２５	３３	１３	１７	５	４５	９
６	１３	１６	２６	３４	１４	１８	６	４５	９
７	１４	１７	２７	３５	１５	１９	７	４５	９
８	１５	１８	２８	３６	１６	２０	８	４５	９
９	１６	１９	２９	３７	１７	２１	９	４５	９
１０	１７	２０	３０	３８	１８	２２	１０		

１１	１８	２２	３１	３９	１９	２３	１１		
１２	１９	２３	３２	４０	２０	２４	１２		
１３	２０	２４	３３	４１	２１	２５	１３		
１４	２１	２５	３４	４２	２２	２６	１４		
１５	２２	２６	３５	４３	２３	２７	１５		
１６	２３	２７	３６	４４	２４	２８	１６		
１７	２４	２８	３７	４５	２５	２９	１７		
１８	２５	３０	３８	４６	２６	３０	１８		
１９	２７	３０	３９	４７	２７	３１	１９		
２０	２８	３２	４０	４８	２８	３２	２０		
２１	２９	３３	４１	４９	２９	３３	２１		
２２	２９	３４	４２	５０	３０	３４	２２		
２３	３０	３５	４３	５１	３１	３５	２３		
２４	３１	３６	４４	５２	３２	３６	２４		
２５	３３	３７	４５	５３	３３	３７	２５		
２６	３３	３８	４６	５４	３４	３８	２６		
２７	３４	３９	４７	５５	３５	３９	２７		
２８	３５	４０	４８	５６	３６	４０	２８		
２９	３７	４１	４９	５７	３７	４１	２９		
３０	３８	４２	５０	５８	３８	４２	３０		
３１	３９	４３	５１	５９	３９	４３	３１		
３２	４０	４４	５２	６０	４０	４４	３２		
３３	４１	４５	５３	６１	４１	４５	３３		
３４	４２	４６	５４	６２	４２	４６	３４		
３５	４３	４７	５５	６３	４３	４７	３５		
３６	４４	４８	５６	６４	４４	４８	３６		
３７	４５	４９	５７	６６	４５	５１	３７		
３８	４６	５０	５８	６８	４６	５４	３８		
３９	４７	５１	５９	７０	４７	５７	３９		
４０	４８	５２	６０	７２	４８	６７	４０		
４１	４９	５３	６１	７３	４９	７９	４１		
４２	５０	５４	６２	７４	５０	８２	４２		
４３	５１	５５	６３	７５	５１	８５	４３		
４４	５２	５６	６４	７６	５２	８５	４４		
４５	５３	５７	６５	７７	５３	８５	７３		
４６	５４	５８	６６	７８	５４	８５			

４７	５５	５９	６７	７９	５５	８５			
４８	５６	６０	６８	８０	５６	８５			
４９	５７	６１	７０	８２	５７	８５			
５０	５８	６２	７２	８４	５８	８５			
５１	５９	６３	７４	８６	５９	８５			
５２	６０	６４	７６	８８	６０	８５			
５３	６１	６５	７７	９１	６１	８５			
５４	６２	６６	７８	９４	６２	８５			
５５	６３	６７	７９	９７	６３	８５			
５６	６４	６８	８０	１００	６４	８５			
５７	６５	６９	８１	１０１	６５	８５			
５８	６６	７０	８２	１０２	６６	８５			
５９	６７	７１	８３	１０３	６７	８５			
６０	６８	７２	８４	１１２	７０	８５			
６１	６９	７３	８５	１２１	７１	８５			
６２	７０	７４	８６	１２１	７２	８５			
６３	７１	７５	８７	１２１	７３	８５			
６４	７２	７６	８８	１２１	７４	８５			
６５	７３	７７	８９	１２１	７５	８５			
６６	７４	７８	９０	１２１	７６	８５			
６７	７５	７９	９１	１２１	７７	８５			
６８	７６	８０	９２	１２１	７８	８５			
６９	７８	８１	９３	１２１	７９	８５			
７０	８０	８２	９４	１２１	８０	８５			
７１	８２	８３	９５	１２１	８１	８５			
７２	８４	８４	９６	１２１	８２	８５			
７３	８５	８５	９７	１２１	８３	８５			
７４	８６	８６	９８	１２１	８４				
７５	８７	８７	９９	１２１	８５				
７６	８８	８８	１００	１２１	８５				
７７	８９	８９	１０１	１２１	８５				
７８	９０	９０	１０２	１２１	８５				
７９	９１	９１	１０３	１２１	８５				
８０	９２	９２	１０４	１２１	８５				
８１	９３	９３	１０５	１２１	８５				
８２	９４	９４	１０６	１２１	８５				

８３	９５	９５	１０７	１２１	８５				
８４	９６	９６	１０８	１２１	８５				
８５	９７	９７	１１０	１２１	８５				
８６	９８	９８	１１２						
８７	９９	９９	１１４						
８８	１００	１００	１１６						
８９	１０１	１０２	１１８						
９０	１０２	１０４	１２０						
９１	１０３	１０６	１２２						
９２	１０４	１０８	１３２						
９３	１０７	１０９	１３７						
９４	１１０	１１０	１３８						
９５	１１３	１１１	１３９						
９６	１１６	１１２	１４１						
９７	１１８	１１３	１４１						
９８	１２０	１１４	１４１						
９９	１２２	１１５	１４１						
１００	１２４	１１６	１４１						
１０１	１２５	１１９	１４１						
１０２	１２５	１２２	１４１						
１０３	１２５	１２５	１４１						
１０４	１２５	１２８	１４１						
１０５	１２５	１３１	１４１						
１０６	１２５	１３４	１４１						
１０７	１２５	１３７	１４１						
１０８	１２５	１４０	１４１						
１０９	１２５	１４２	１４１						
１１０	１２５	１４４	１４１						
１１１	１２５	１４５	１４１						
１１２	１２５	１４５	１４１						
１１３	１２５	１４５	１４１						
１１４	１２５	１４５	１４１						
１１５	１２５	１４５	１４１						
１１６	１２５	１４５	１４１						
１１７	１２５	１４５	１４１						
１１８	１２５	１４５	１４１						

１１９	１２５	１４５	１４１						
１２０	１２５	１４５	１４１						
１２１	１２５	１４５	１４１						
１２２	１２５	１４５							
１２３	１２５	１４５							
１２４	１２５	１４５							
１２５	１２５	１４５							
１２６	１２５	１４５							
１２７	１２５	１４５							
１２８	１２５	１４５							
１２９	１２５	１４５							
１３０	１２５	１４５							
１３１	１２５	１４５							
１３２	１２５	１４５							
１３３	１２５	１４５							
１３４	１２５	１４５							
１３５	１２５	１４５							
１３６	１２５	１４５							
１３７	１２５	１４５							
１３８	１２５	１４５							
１３９	１２５	１４５							
１４０	１２５	１４５							
１４１	１２５	１４５							
１４２	１２５								
１４３	１２５								
１４４	１２５								
１４５	１２５								

カ　医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	１級	２級	３級
1	３３	２１	２３
2	３４	２２	２６
3	３５	２３	３０
4	３６	２４	３３
5	３７	２５	７３
6	３８	２６	７３

7	３９	２７	７３
8	４０	２８	７３
9	４１	２９	７３
１０	４２	３０	７３
１１	４３	３１	
１２	４４	３２	
１３	４７	３３	
１４	５１	３４	
１５	５５	３５	
１６	５９	３６	
１７	６２	３７	
１８	６４	３８	
１９	６５	３９	
２０	６５	４０	
２１	６５	４２	
２２	６５	４４	
２３	６５	４６	
２４	６５	４８	
２５	６５	５０	
２６	６５	５２	
２７	６５	５４	
２８	６５	５６	
２９	６５	５９	
３０	６５	６２	
３１	６５	６５	
３２	６５	７０	
３３	６５	７５	
３４	６５	８０	
３５	６５	８５	
３６	６５	８５	
３７	６５	８５	
３８	６５	８５	
３９	６５	８５	
４０	６５	８５	
４１	６５	８５	
４２	６５	８５	

４３	６５	８５	
４４	６５	８５	
４５	６５	８５	
４６	６５	８５	
４７	６５	８５	
４８	６５	８５	
４９	６５	８５	
５０	６５	８５	
５１	６５	８５	
５２	６５	８５	
５３	６５	８５	
５４	６５	８５	
５５	６５	８５	
５６	６５	８５	
５７	６５	８５	
５８	６５	８５	
５９	６５	８５	
６０	６５	８５	
６１	６５	８５	
６２	６５	８５	
６３	６５	８５	
６４	６５	８５	
６５	６５	８５	
６６	６５	８５	
６７	６５	８５	
６８	６５	８５	
６９	６５	８５	
７０	６５	８５	
７１	６５	８５	
７２	６５	８５	
７３	６５	８５	
７４	６５		
７５	６５		
７６	６５		
７７	６５		
７８	６５		

７９	６５		
８０	６５		
８１	６５		
８２	６５		
８３	６５		
８４	６５		
８５	６５		

キ　福祉保健職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
１	２９	２５	１３	２１
２	３０	２６	１４	２２
３	３１	２７	１５	２３
４	３２	２８	１６	２４
５	３３	２９	１７	２５
６	３４	３０	１８	２６
７	３５	３１	１９	２７
８	３６	３２	２０	２８
９	３７	３３	２１	２９
１０	３８	３４	２２	３０
１１	３９	３５	２３	３１
１２	４０	３６	２４	３２
１３	４２	３７	２５	３３
１４	４４	３８	２６	３４
１５	４６	３９	２７	３５
１６	４８	４０	２８	３６
１７	５０	４１	２９	３７
１８	５２	４２	３０	３８
１９	５４	４３	３１	３９
２０	５６	４４	３２	４０
２１	５７	４５	３３	４１
２２	５８	４６	３４	４２
２３	５９	４７	３５	４３
２４	６０	４８	３６	４４
２５	６２	４９	３８	４５
２６	６４	５０	４０	４６

２７	６６	５１	４２	４７
２８	６８	５２	４４	４８
２９	７０	５３	４６	５０
３０	７２	５４	４８	５２
３１	７４	５５	５０	５４
３２	７６	５６	５２	５６
３３	７８	５７	５５	５８
３４	８０	５８	５８	６０
３５	８２	５９	６１	６２
３６	８４	６０	６４	６４
３７	８５	６１	６８	６６
３８	８６	６２	７５	７６
３９	８７	６３	８２	８９
４０	８８	６４	８９	８９
４１	９０	６５	８９	８９
４２	９２	６６	８９	８９
４３	９４	６７	８９	８９
４４	９６	６８	８９	８９
４５	９９	６９	８９	８９
４６	１０２	７０	８９	８９
４７	１０５	７１	８９	８９
４８	１０８	７２	８９	８９
４９	１１３	７３	８９	８９
５０	１１８	７４	８９	８９
５１	１２３	７５	８９	８９
５２	１２８	７６	８９	８９
５３	１３１	７９	８９	８９
５４	１３４	８２	８９	８９
５５	１４４	８５	８９	８９
５６	１５３	８８	８９	８９
５７	１５３	９０	８９	８９
５８	１５３	９２	８９	８９
５９	１５３	９４	８９	８９
６０	１５３	９６	８９	８９
６１	１５３	９７	８９	８９
６２	１５３	９８	８９	８９

６３	１５３	９９	８９	８９
６４	１５３	１１７	８９	８９
６５	１５３	１１７	８９	８９
６６	１５３	１１７	８９	８９
６７	１５３	１１７	８９	８９
６８	１５３	１１７	８９	８９
６９	１５３	１１７	８９	８９
７０	１５３	１１７	８９	
７１	１５３	１１７	８９	
７２	１５３	１１７	８９	
７３	１５３	１１７	８９	
７４	１５３	１１７	８９	
７５	１５３	１１７	８９	
７６	１５３	１１７	８９	
７７	１５３	１１７	８９	
７８	１５３	１１７	８９	
７９	１５３	１１７	８９	
８０	１５３	１１７	８９	
８１	１５３	１１７	８９	
８２	１５３	１１７	８９	
８３	１５３	１１７	８９	
８４	１５３	１１７	８９	
８５	１５３	１１７	８９	
８６	１５３	１１７	８９	
８７	１５３	１１７	８９	
８８	１５３	１１７	８９	
８９	１５３	１１７	８９	
９０	１５３			
９１	１５３			
９２	１５３			
９３	１５３			
９４	１５３			
９５	１５３			
９６	１５３			
９７	１５３			
９８	１５３			

９９	１５３			
１００	１５３			
１０１	１５３			
１０２	１５３			
１０３	１５３			
１０４	１５３			
１０５	１５３			
１０６	１５３			
１０７	１５３			
１０８	１５３			
１０９	１５３			
１１０	１５３			
１１１	１５３			
１１２	１５３			
１１３	１５３			
１１４	１５３			
１１５	１５３			
１１６	１５３			
１１７	１５３			

別表第７の３Ａの項中「（第２３条の２各号に定める職員にあつては、３）」を削る。

（和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第１３条　和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成１７年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（給料表）

第２条　職員に適用する給料表は、技能労務職給料表（別表第１）とする。

第３条の２中「第２条各号」を「第２条」に改める。

第４条第１項中「及び任期付職員」を削り、同条第４項中「勤務成績が」の次に「極めて良好又は」を加える。

第５条第２項を削り、同条第３項中「任期付職員」の次に「（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第５条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１８条第１項の規定により採用された職員をいう。）」を、「占める者」の次に「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加え、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「第２条の規定により決定された」に改め、同項を同条第２項とする。

第６条中「又は任期付職員」を削る。

第７条中「（任期付職員」を「（任期付短時間勤務職員」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400

	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	363,900
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	364,400
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	364,900
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	365,200
	66	241,200	260,400	289,800	316,000	365,700
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	366,200
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	366,700
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	367,100
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	367,600
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	368,100
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	368,600
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	369,000
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	369,500
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	370,000
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	370,500
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	370,900
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	371,400
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	371,900
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	372,400
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	372,800
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	373,300
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	373,800
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	374,300

	85	245,900	265,100	298,000	322,000	374,700
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	375,200
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	375,700
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	376,200
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	376,600
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
	97	248,900	268,100	303,300	325,100	
	98	249,200	268,400	303,700		
	99	249,500	268,600	304,000		
	100	249,700	268,900	304,300		
	101	249,900	269,100	304,600		
	102	250,200	269,300	305,000		
	103	250,500	269,600	305,300		
	104	250,700	269,900	305,700		
	105	250,900	270,100	306,000		
	106		270,300	306,400		
	107		270,600	306,800		
	108		270,800	307,100		
	109		271,100	307,300		
	110		271,400	307,600		
	111		271,700	307,900		
	112		271,900	308,100		
	113		272,100	308,300		
	114		272,400	308,600		

	115		272,600	308,900		
	116		272,800	309,100		
	117		273,100	309,300		
	118		273,400	309,600		
	119		273,700	309,900		
	120		273,900	310,100		
	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900

別表第３を次のように改める。

別表第３　削除

別表第４を次のように改める。

別表第４（第３条関係）等級別基準職務表

技能労務職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
１級	副主事又は副技師の職務
２級	主事又は技師の職務
３級	事務副主任又は技術副主任の職務
４級	事務主任又は技術主任の職務
５級	事務主査又は技術主査の職務

別表第４の２を次のように改める。

別表第４の２（第３条の２関係）

技能労務職給料表

職務	職位
副主事又は副技師の職務	副主事級
主事又は技師の職務	主事級
事務副主任又は技術副主任の職務	副主任級
事務主任又は技術主任の職務	主任級
事務主査又は技術主査の職務	主査級

別表第６技能労務職の項中「１７号給」を「１号給」に改める。

別表第７を次のように改める。

別表第７（第４条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	１	１	１	１
７	１	１	１	１
８	１	１	１	１
９	１	１	１	１
１０	１	１	１	１
１１	１	１	１	１

１２	1	1	1	1
１３	1	1	1	1
１４	1	2	1	1
１５	1	3	1	1
１６	1	4	1	1
１７	1	5	1	1
１８	1	6	1	1
１９	1	7	1	1
２０	1	8	1	1
２１	1	9	1	1
２２	2	１０	1	1
２３	3	１１	1	2
２４	4	１２	1	2
２５	5	１３	1	3
２６	6	１３	1	3
２７	7	１４	1	4
２８	8	１４	1	4
２９	9	１５	1	5
３０	１０	１５	2	6
３１	１１	１６	3	7
３２	１２	１６	4	8
３３	１３	１７	5	9
３４	１４	１８	6	9
３５	１５	１９	7	１０
３６	１６	２０	8	１０
３７	１７	２１	9	１１
３８	１８	２２	１０	１１
３９	１９	２３	１１	１２
４０	２０	２４	１２	１２
４１	２１	２５	１３	１３
４２	２２	２６	１４	１３
４３	２３	２７	１５	１４
４４	２４	２８	１６	１４
４５	２５	２９	１７	１５
４６	２６	２９	１８	１５
４７	２７	３０	１９	１６

４８	２８	３０	２０	１６
４９	２９	３１	２１	１７
５０	３０	３１	２２	１７
５１	３１	３２	２３	１８
５２	３２	３２	２４	１８
５３	３３	３３	２５	１９
５４	３４	３４	２６	１９
５５	３５	３５	２７	２０
５６	３６	３６	２８	２０
５７	３７	３７	２９	２１
５８	３８	３８	３０	２１
５９	３９	３９	３１	２２
６０	４０	４０	３２	２２
６１	４１	４１	３３	２３
６２	４２	４２	３４	２３
６３	４３	４３	３５	２４
６４	４４	４４	３６	２４
６５	４５	４５	３７	２５
６６	４５	４５	３８	２５
６７	４５	４６	３９	２５
６８	４６	４６	４０	２５
６９	４６	４７	４１	２６
７０	４６	４７	４２	２６
７１	４７	４８	４３	２６
７２	４７	４８	４４	２６
７３	４７	４９	４５	２７
７４	４８	４９	４６	２７
７５	４８	４９	４７	２７
７６	４８	５０	４８	２７
７７	４９	５０	４９	２８
７８	４９	５０	５０	２８
７９	４９	５１	５１	２８
８０	５０	５１	５２	２８
８１	５０	５１	５３	２８
８２	５０	５２	５４	２８
８３	５１	５２	５５	２９

８４	５１	５２	５６	２９
８５	５１	５３	５７	２９
８６	５２	５３	５７	２９
８７	５２	５３	５８	２９
８８	５２	５４	５８	２９
８９	５２	５４	５９	３０
９０	５２	５４	５９	３０
９１	５３	５５	６０	３０
９２	５３	５５	６０	３０
９３	５３	５５	６１	３０
９４	５３	５６	６１	３０
９５	５３	５６	６２	３１
９６	５４	５６	６２	３１
９７	５４	５７	６３	３１
９８	５４	５７	６３	
９９	５４	５７	６４	
１００	５４	５８	６４	
１０１	５５	５８	６５	
１０２	５５	５８	６６	
１０３	５５	５９	６７	
１０４	５５	５９	６８	
１０５	５５	５９	６９	
１０６		６０	６９	
１０７		６０	７０	
１０８		６０	７０	
１０９		６１	７１	
１１０		６１	７１	
１１１		６１	７２	
１１２		６１	７２	
１１３		６２	７２	
１１４		６２	７２	
１１５		６２	７２	
１１６		６２	７２	
１１７		６３	７２	
１１８		６３	７２	
１１９		６３	７２	

１２０		６３	７２	
１２１		６３	７２	
１２２		６３	７２	
１２３		６３	７２	
１２４		６３	７２	
１２５		６３	７２	
１２６		６３	７２	
１２７		６３	７２	
１２８		６３	７２	
１２９		６３	７２	
１３０		６３		
１３１		６３		
１３２		６３		
１３３		６３		
１３４		６３		
１３５		６３		
１３６		６３		
１３７		６３		

別表第７の２を次のように改める。

別表第７の２（第４条関係）

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	１級	２級	３級	４級
１	２１	１３	２９	２２
２	２２	１４	３０	２４
３	２３	１５	３１	２６
４	２４	１６	３２	２８
５	２５	１７	３３	２９
６	２６	１８	３４	３０
７	２７	１９	３５	３１
８	２８	２０	３６	３２
９	２９	２１	３７	３４
１０	３０	２２	３８	３６
１１	３１	２３	３９	３８
１２	３２	２４	４０	４０
１３	３３	２６	４１	４２

１４	３４	２８	４２	４４
１５	３５	３０	４３	４６
１６	３６	３２	４４	４８
１７	３７	３３	４５	５０
１８	３８	３４	４６	５２
１９	３９	３５	４７	５４
２０	４０	３６	４８	５６
２１	４１	３７	４９	５８
２２	４２	３８	５０	６０
２３	４３	３９	５１	６２
２４	４４	４０	５２	６４
２５	４５	４１	５３	６８
２６	４６	４２	５４	７２
２７	４７	４３	５５	７６
２８	４８	４４	５６	８２
２９	４９	４６	５７	８８
３０	５０	４８	５８	９４
３１	５１	５０	５９	９７
３２	５２	５２	６０	９７
３３	５３	５３	６１	９７
３４	５４	５４	６２	９７
３５	５５	５５	６３	９７
３６	５６	５６	６４	９７
３７	５７	５７	６５	９７
３８	５８	５８	６６	９７
３９	５９	５９	６７	９７
４０	６０	６０	６８	９７
４１	６１	６１	６９	９７
４２	６２	６２	７０	９７
４３	６３	６３	７１	９７
４４	６４	６４	７２	９７
４５	６７	６６	７３	９７
４６	７０	６８	７４	９７
４７	７３	７０	７５	９７
４８	７６	７２	７６	９７
４９	７９	７５	７７	９７

５０	８２	７８	７８	９７
５１	８５	８１	７９	９７
５２	９０	８４	８０	９７
５３	９５	８７	８１	９７
５４	１００	９０	８２	９７
５５	１０５	９３	８３	９７
５６	１０５	９６	８４	９７
５７	１０５	９９	８６	９７
５８	１０５	１０２	８８	９７
５９	１０５	１０５	９０	９７
６０	１０５	１０８	９２	９７
６１	１０５	１１２	９４	９７
６２	１０５	１１６	９６	９７
６３	１０５	１３７	９８	９７
６４	１０５	１３７	１００	９７
６５	１０５	１３７	１０１	９７
６６	１０５	１３７	１０２	９７
６７	１０５	１３７	１０３	９７
６８	１０５	１３７	１０４	９７
６９	１０５	１３７	１０６	９７
７０	１０５	１３７	１０８	９７
７１	１０５	１３７	１１０	９７
７２	１０５	１３７	１２９	９７
７３	１０５	１３７	１２９	９７
７４	１０５	１３７	１２９	９７
７５	１０５	１３７	１２９	９７
７６	１０５	１３７	１２９	９７
７７	１０５	１３７	１２９	９７
７８	１０５	１３７	１２９	９７
７９	１０５	１３７	１２９	９７
８０	１０５	１３７	１２９	９７
８１	１０５	１３７	１２９	９７
８２	１０５	１３７	１２９	９７
８３	１０５	１３７	１２９	９７
８４	１０５	１３７	１２９	９７
８５	１０５	１３７	１２９	９７

８６	１０５	１３７	１２９	９７
８７	１０５	１３７	１２９	９７
８８	１０５	１３７	１２９	９７
８９	１０５	１３７	１２９	９７
９０	１０５	１３７	１２９	
９１	１０５	１３７	１２９	
９２	１０５	１３７	１２９	
９３	１０５	１３７	１２９	
９４	１０５	１３７	１２９	
９５	１０５	１３７	１２９	
９６	１０５	１３７	１２９	
９７	１０５	１３７	１２９	
９８	１０５	１３７		
９９	１０５	１３７		
１００	１０５	１３７		
１０１	１０５	１３７		
１０２	１０５	１３７		
１０３	１０５	１３７		
１０４	１０５	１３７		
１０５	１０５	１３７		
１０６	１０５	１３７		
１０７	１０５	１３７		
１０８	１０５	１３７		
１０９	１０５	１３７		
１１０	１０５	１３７		
１１１	１０５	１３７		
１１２	１０５	１３７		
１１３	１０５	１３７		
１１４	１０５	１３７		
１１５	１０５	１３７		
１１６	１０５	１３７		
１１７	１０５	１３７		
１１８	１０５	１３７		
１１９	１０５	１３７		
１２０	１０５	１３７		
１２１	１０５	１３７		

１２２	１０５	１３７		
１２３	１０５	１３７		
１２４	１０５	１３７		
１２５	１０５	１３７		
１２６	１０５	１３７		
１２７	１０５	１３７		
１２８	１０５	１３７		
１２９	１０５	１３７		
１３０	１０５			
１３１	１０５			
１３２	１０５			
１３３	１０５			
１３４	１０５			
１３５	１０５			
１３６	１０５			
１３７	１０５			

別表第９イ第６号区分の項第２号中「平成２０年１月１日以後適用されている」を「平成２０年１月１日から令和７年３月３１日までの間において適用されていた」に改め、「平成２０年１月以後の任期付職員給料表」を「平成２０年１月以後令和７年３月以前の任期付職員給料表」に改め、同表第７号区分の項第３号中「平成２０年１月以後の任期付職員給料表」を「平成２０年１月以後令和７年３月以前の任期付職員給料表」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「平成１９年３月以後の技能労務職給料表」を「平成１９年３月１日から令和７年３月３１日までの間において適用されていた別表第１技能労務職給料表（以下「平成１９年３月以後令和７年３月以前の技能労務職給料表」という。）」に改め、同号の次に次の１号を加える。

３　令和７年４月１日以後適用されている別表第１技能労務職給料表（以下「令和７年４月以後の技能労務職給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する等級が３級であつたもののうち、その在級期間が４年を超えるもの又はその在級期間が１年以上であり、かつ、その者が新たに職員となつた時点において、和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１７年規則第３号）第１０条の規定により算定された経験年数から同規則別表第５技能労務職給料表級別資格基準表におけるその等級を３級に決定するための必要経験年数（ただし、その者が属する等級が１級及び２級であつた期間（１年に満たない端数が生じたときは、これを切捨てる。）を除く。）を減じて得た期間に３級の在級期間を加えた期間が４年を超えるもの

別表第９イ第８号区分の項第１号中「平成１９年３月以後の技能労務職給料表」を「平成１９年３月以後令和７年３月以前の技能労務職給料表」に改め、同項第３号中「平成２０年１月以後の任期付職員給料表」を「平成２０年１月以後令和７年３月以前の任期付職員給料表」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

２　令和７年４月以後の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する等級が３級であつた

ののうち、別表第９イ第７号区分の項第３号以外のもの

（和歌山市消防職員の職の分類及び職名並びに消防吏員の階級に関する規則の一部改正）

第１４条　和歌山市消防職員の職の分類及び職名並びに消防吏員の階級に関する規則（平成１７年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

主査級の職位に属する職	消防司令補
副主査級の職位に属する職	

」

を

「

主査級の職位に属する職	消防司令補

」

に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第１５条　和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成１７年規則第７７号）の一部を次のように改正する。

第２条から第４条までを削る。

第５条中「第８条第５項」を「第８条第１項」に改め、同条を第２条とし、第６条を第３条とする。

別表を削る。

（和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正）

第１６条　和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

技能労務職給料表

等級／号給	１級
	円
1	185,700
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500

11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000
18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900
26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500
30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000

備考　清掃作業員、用務員、調理員、校務員、園務員、園舎清掃員、主務調理員、作業員、運転手及び犬捕獲員に適用する。

別表第２清掃作業員の項中「９号給」及び「１３号給」を「１号給」に改め、同表用務員、調理員、校務員、園務員、園舎清掃員の項中「９号給」を「１号給」に、「２１号給」を「５号給」に

改め、同表主務調理員の項中「２１号給」を「５号給」に、「３１号給」を「１５号給」に改め、同表作業員、運転手の項中「１６号給」を「１号給」に、「３２号給」を「１６号給」に改め、同表犬捕獲員の項中「４５号給」を「２９号給」に、「６１号給」を「４５号給」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において和歌山市技能労務職員の給与に関する規則別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日に昇格又は降格した職員の号給の特例）

３　切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１８条若しくは第１９条の２又は和歌山市技能労務職員の給与に関する規則第４条第３項の規定を適用する。

（消防吏員の階級に関する特例）

４　この規則の施行の際、現に主任級の職位に格付けられている消防吏員であって、消防局長が特別の事情があると認めるものの階級については、その職位にある間、和歌山市消防職員の職の分類及び職名並びに消防吏員の階級に関する規則別表第２の規定にかかわらず、主任級の職位に消防司令補を充てるものとする。

５　切替日前に副主査級の職位に格付けられている消防吏員であって、切替日に主任級の職位に格付けられるものの階級については、その職位にある間、和歌山市消防職員の職の分類及び職名並びに消防吏員の階級に関する規則別表第２の規定にかかわらず、主任級の職位に消防司令補を充てるものとする。

（技能労務職の会計年度任用職員の給料に関する経過措置）

６　第１６条の規定による改正後の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則別表第１の規定については、切替日以後にされた勤務に係る給料について適用し、切替日前にされた勤務に係る給料については、なお従前の例による。

附則別表（附則第２項関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	１級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31

40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67

76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		

112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市規則第８号

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和４０年規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第２号中「就業手当又は」を削る。

第２３条第１項中「第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第１３号様式の２）に、同号ロ」を「第５６条の３第１項第１号」に、「（第１３号様式の３）に、同号ロ」を「（第１３号様式の３）に、同号」に改める。

第１３号様式の２を次のように改める。

第１３号様式の２　削除

第１３号様式の３（表面）中「㊞」を削る。

第１３号様式の４（表面）中「㊞」を削り、同様式（裏面）中

「５　申請書の記載について

（１）　申請者の記載事項

９欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

（２）　事業主の記載事項

ア　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６月に至つた時点における１週間の所定労働時間を記載すること。

イ　６欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

ウ　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

エ　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。　」

を

「５　事業主の記載事項について

（１）　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６月に至つた時点における１週間の所定労働時間を記載すること。

（２）　６欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

（３）　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

（４）　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。　」

に改める。

第１４号様式（表面）中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

２　和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成６年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の項中「、第１３号様式の２、第１３号様式の３、第１３号様式の４、第１４号様式」を削る。

３　この規則の施行の際、現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

４　この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第９号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成６年規則第６７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の４第２項第２号中「和歌山市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

別表第２第１２号中「者の看護」を「者の看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその者の世話を行うこと又はその者の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第１０号

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年規則第７０号）の一部を次のように改正する。

別表第３第５号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「若しくは」に、「を行う」を「、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその者の世話を行うこと又はその者の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表第２１号中「会計年度任用職員」を「別に市長の定める会計年度任用職員」に改め、同表備考２中「第１７号まで」の次に「及び第２１号」を加え、「第２１号」を「第２０号」に改める。

別表第３の付表２の５日以上の項中「３０日」を「１０日」に改め、同表４日の項中「２１日」を「７日」に改め、同表３日の項中「１５日」を「５日」に改め、同表２日の項中「９日」を「３日」に改め、同表１日の項中「３日」を「１日」に改め、同表備考２を削り、備考１を備考とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第１１号

和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市旅館業法施行細則（平成９年規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項の表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

第１３条中「第１２条第１項」を「前条第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第１２号

和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市公衆浴場法施行細則（平成９年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項の表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

第１２条中「第１１条第１項」を「前条第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第１３号

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和５４年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

３　第１項の規定にかかわらず、市長は同項第２号又は第３号に掲げる書類により明らかにすべき事実について、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市告示第８１号

令和７年３月１７日市議会定例会において議決された令和７年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、別添のとおり公表する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　尾　花　正　啓

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市告示第８２号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和７年３月１８日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

（登載省略）

（令和７年３月１８日掲載済）

和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市議会議長　　丹　羽　直　子

和歌山市議会規則第１号

和歌山市議会傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山市議会傍聴規則（昭和５１年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項を次のように改める。

２　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第７条第１号中「もの」を「物」に改め、同条第２号から第４号までを次のように改める。

（２）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

（３）酒気を帯びていると認められる者

（４）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第７条第５号を削り、同条に次の２項を加える。

２　議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

３　議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第８条第１号から第３号までを次のように改める。

（１）静粛にすること。

（２）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

（３）携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第８条第５号を次のように改める。

（５）その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第８条第６号及び第７号を削る。

第９条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市議会議長　　丹　羽　直　子

和歌山市議会規則第２号

和歌山市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

和歌山市議会委員会傍聴規則（平成３０年議会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「もの」を「物」に改め、同条第２号から第４号までを次のように改める。

（２）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

（３）酒気を帯びていると認められる者

（４）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第５条第５号を削り、同条に次の２項を加える。

２　委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

３　委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

第６条第１号から第３号までを次のように改める。

（１）静粛にすること。

（２）委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

（３）携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第８条第５号を次のように改める。

（５）その他委員会の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第６条第６号及び第７号を削る。

第７条の見出し中「退場」を「退室」に改め、同条中「速やかに退場」を「直ちに退室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市議会告示第１号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月１８日

和歌山市議会議長　　丹　羽　直　子

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第１０号中「免許証の番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第１１号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第１４号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第８条第８項第１号及び第２号中「又は報酬、福利厚生」を「、報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１０条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第１１条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

別記様式第１号、別記様式第１０号及び別記様式第１６号中「□健康保険被保険者証」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は公布の日から施行する。ただし、第３条第１０号の改正規定は、令和７年３月２４日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

３　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市議会告示第２号

和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月１８日

和歌山市議会議長　　丹　羽　直　子

和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

和歌山市議会事務局処務規程（昭和３９年議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項の表中「、事務副主査、技術副主査」を削る。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第２号

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の給与に関する規程（昭和３７年水道局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号を削り、同条第６項中「別表第４」を「別表第１」に改め、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に」を「別表第１に掲げる給料月額のうち、その者の属する等級に応じた額とし」に改め、同条第８項中「前４項」を「第４項及び第５項」に改める。

第３条第４項を削る。

第９条第１項中「給料表は、別表第４の規定を準用する」を「給料月額は、別表第１に掲げる給料月額のうち、その者の属する等級に応じた額とし、勤務条件に関する規程第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」に改め、同条第２項及び第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第１０条中「（第３条第４項を除く。）」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

企業職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		

12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
定年	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
前再										
任用	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
短時	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
間勤	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
務職	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
員以										
外の	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
職員	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			

	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000						
	87	256,300	297,400	346,400						
	88	256,600	297,700	346,800						
	89	256,900	298,000	347,000						
	90	257,200	298,300	347,400						
	91	257,500	298,600	347,800						
	92	257,800	299,000	348,200						
	93	258,100	299,200	348,400						
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						

	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

別表第４を次のように改める。

別表第４　削除

別表第５ア企業職給料表等級別基準職務表１級の項中「副主事又は副技師の職務」を削り、同表３級の項中「事務副主査又は技術副主査の職務」を削り、別表第５ウ企業職任期付職員給料表等級別基準職務表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において和歌山市企業職員の給与に関する規程別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた等級が附則別表に掲げられている等級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日に昇格又は降格した職員の号給の特例）

３　切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして和歌山市企業職員の給与に関する規程第２条第９項の規定を適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

４　切替日前に等級を異にする異動をした職員及び管理者が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第２項関係）

企業職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	

44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			

80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第３号

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和４１年水道局規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第８条の４第１項及び第８項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第１４条第１項各号列記以外の部分中「掲げる者」の次に「（第１４条の４第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１４条の３の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１４条の４　管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　管理者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１４条の５　管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（２）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（３）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は令和７年３月１８日から施行する。

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第８条の４第１項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第４号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程（平成１２年水道局規程第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項の表事務を掌る職員の項中「、事務副主査」及び「、副主事」を削り、同表技術を掌る職員の項中「、技術副主査」及び「、副技師」を削る。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和７年３月１８日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第５号

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規程（平成２５年水道局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第３条第６号」を「第３条第８号」に、「から第５号まで」を「から第７号まで」に改め、同条第１号中「１年以上、」を「２年以上、」に、「２年以上水道」を「３年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（同条第１号の卒業者にあっては１年以上、同条第２号の卒業者にあっては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第２号中「若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第３号中「第４条第１項の」の次に「規定による」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の１号を加える。

（４）建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条中「同条第２号及び第３号」を「同条第１号から第３号まで」に改め、同条第１号中「及び第４号」を「及び第５号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第２号中「第４条第２号」を「第４条第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の２号を加える。

（４）技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（５）建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）

和歌山市企業局告示第９号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から２週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和７年３月１８日

和歌山市公営企業管理者　　瀬　崎　典　男

１　公共下水道の供用開始

（１）供用を開始すべき年月日

令和７年４月１日

（２）下水を排除すべき区域

ア　中央終末処理場に下水を排除すべき区域

鳴神、西小二里２丁目の各一部

イ　北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、木ノ本の各一部

（３）供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

（４）供用を開始しようとする排水施設

分流式　鳴神、西小二里２丁目、西庄、木ノ本の各一部

２　終末処理場による下水の処理の開始

（１）下水の処理を開始すべき年月日

令和７年４月１日

（２）下水を処理すべき区域

前項第２号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

（３）下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア　和歌山市三葛５１０番地の１　中央終末処理場

イ　和歌山市本脇６５３番地の２　北部終末処理場

（令和７年３月１８日掲示済）

消防局訓令第３号

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月１８日

和歌山市消防局長　　谷　口　佳　生

和歌山市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市消防署の組織に関する規程（昭和４１年消防本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項の表中「、事務副主査」、「、技術副主査」及び「、消防副主査」を削る。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（令和７年３月１８日掲示済）